

茨城県人権施策推進基本計画（第二次）素案

目 次

第 1 計画改定にあたって

- 1 人権とは
- 2 人権をめぐる国内外の動向
 - (1) 人権をとりまく国内外の動向
 - (2) 本県の取組状況
- 3 計画の基本理念
- 4 計画改定の趣旨
- 5 計画の性格
- 6 計画期間
- 7 人権施策を推進するための指標

第 2 基本的施策の推進

- 1 人権啓発・人権教育の推進
 - (1) 人権啓発
 - (2) 人権教育
- 2 相談・支援体制の充実
 - (1) 現状
 - (2) 主な施策推進上の課題
 - (3) 今後の取組方針

第 3 分野別施策の推進

- 1 課題横断的な人権課題に対する取組（インターネット上の人権侵害）
- 2 各人権課題に対する取組
 - (1) 女性
 - (2) 子ども
 - (3) 高齢者
 - (4) 障害者
 - (5) 部落差別（同和問題）
 - (6) 外国人
 - (7) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動
 - (8) ハンセン病
 - (9) 感染症

- (10) 犯罪被害者及びその家族
- (11) 刑を終えて出所した人及びその家族
- (12) 性的マイノリティの人々
- (13) ハラスメント
- (14) その他の人権課題

第4 推進体制

- 1 県庁内の推進体制
- 2 国、市町村等との連携
- 3 企業、関係団体等との連携
- 4 人権啓発推進センターにおける相談機能の充実

第1 計画改定にあたって

1 人権とは

人権とは、すべての人が生まれながらにして持っている、誰からも侵されることのない基本的な権利であり、人が人として尊重され、その人らしく生きるために社会によって認められる権利です。これらの権利は、個人の尊厳を基礎とし、自由と平等を保障するものであり、県民一人ひとりが互いの人権を尊重し、安心して暮らすことができる社会を実現する上で不可欠なものです。

2 人権をめぐる国内外の動向

(1) 人権をとりまく国内外の動向

ア 国際的な取組

1945（昭和20）年10月に設立された国際連合（国連）では、第二次世界大戦の反省から、平和を実現するためには世界的な人権保障が必要であるとし、1948（昭和23）年12月10日、第3回総会で「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」と規定した「世界人権宣言」を採択し、人権の国際的基準を示しました。

その後、国連は「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」をはじめ「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」及び「児童の権利に関する条約」（以下「子どもの権利条約」という。）など人権に関する様々な条約を採択しています。

また、国連では特定のテーマを設定し、国際社会の関心を喚起し、取組を促すため、「国際デー」、「国際の10年」などを設定しており、1950（昭和25）年には世界人権宣言が採択された12月10日を「世界人権デー」と定め、世界人権宣言の精神を具体化し発展させる取組を行っています。

さらに、1994（平成6）年の第49回総会において、1995（平成7）年から2004（平成16）年までの10年間を「人権教育のための国連10年」と決議し、人権という普遍的文化の構築を目指し、各国に国内行動計画の策定などによる積極的な取組の推進を求めています。

近年、人権の保障は、以前にも増して重要な国際課題となっており、2015（平成27）年の第70回総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」とそれに含まれる「持続可能な開発目標（SDGs）」には、人権尊重の考え方が通底しています。このSDGsの達成に向けて、世界では様々な取組が進められています。

また、近年、企業活動における人権尊重の重要性も国際的に高まっており、国においては「ビジネスと人権に関する行動計画（2020-2025）」及びその改定版が策定

され、人権デュー・ディリジェンスの導入を含む人権尊重の取組が推進されています。県内企業においても、働く人々の多様化やサプライチェーンの国際化に伴い、企業活動が人権に及ぼす影響は広範化しており、事業活動への人権配慮の強化が求められています。

イ 国内の取組

国内においては、2000（平成 12）年 12 月に、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、国は、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画の策定が義務付けられ、また、国及び地方公共団体は、人権教育・啓発に関する施策を策定・実施する責務を有するとされました。

同法に基づき、2002（平成 14）年 3 月には、国は「人権教育・人権啓発に関する基本計画」を策定し、人権が共存する人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進することとしました。

2016（平成 28）年には、障害者差別、ヘイトスピーチ、部落差別を解消することを目的として、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律及び部落差別の解消の推進に関する法律、いわゆる「人権三法」が施行されました。

また、2023（令和 5）年には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（L G B T 理解増進法）が施行されるなど、性的マイノリティに関する社会的な関心も高まっています。さらに、旧優生保護法下で障害のある人等が不妊手術を強制された問題では、2025（令和 7）年に被害者や家族に補償を行うための旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律が施行されました。

（２）本県の取組状況

本県では、2004（平成 16）年に、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえ、「茨城県人権施策推進基本計画（第一次）」を策定し、各種の人権施策に取り組んできました。

2005（平成 17）年 4 月に開設した茨城県人権啓発推進センターにおいては、県民からの様々な人権相談に対応するなど、県民一人ひとりの人権が尊重され、互いの人権を尊重し合う社会とするため、人権啓発・教育及び人権擁護を総合的に推進してきました。

また、茨城県総合計画において「新しい茨城づくり」を推進しており、「一人ひとりが尊重される社会づくり」を実現するため、県民の人権意識の高揚に努めてまいりました。

2026（令和 8）年からの「第 3 次茨城県総合計画」においても、引き続き、家庭、

地域、学校、職場など、あらゆる場において人権が尊重される社会の形成に向け、関係機関と連携しながら、人権啓発及び人権教育の取組を継続的に推進しているところです。

3 計画の基本理念

「第3次茨城県総合計画」の「挑戦する政策」において掲げる「多様性を認め合い、誰もが活躍できる社会」を実現するためには、すべての県民の人権が尊重されるとともに、多様な価値観や生き方を尊重し合うことが大切です。

人権とは、「人が人らしく生きていくために社会によって認められる権利」であり、誰もが生まれながらにして持っている、誰からも侵されることのない基本的権利です。

一人ひとりの個性や生き方はみな違い、それぞれに多様性を持っています。

それぞれが人間としての尊厳を持ったかけがえない存在であることを認識し、自分の人権のみならず他人の人権についても十分配慮し、その権利の行使に伴う責任を自覚しつつ共生することができるよう、その発達段階に応じて家庭や地域、その他様々な場を通じて人権意識を醸成し、各人の日常における行動につなげることが不可欠です。

そのため、この計画に基づき人権施策を総合的に推進していきます。

4 計画改定の趣旨

「茨城県人権施策推進基本計画（第一次）」において、本県の人権施策を推進していくため、女性、子ども、高齢者など各人権課題を重点的に取り組む分野別施策として位置付け、取組を進めてきました。

しかし、第一次基本計画の策定以降、社会や経済を取り巻く情勢が大きく変化したことにより、本県の人権に関する状況は大きく様変わりしています。こうした変化の中で、インターネット上の人権侵害や性的マイノリティの人権問題など、人権を取り巻く課題はますます複雑・多様化しています。

このような人権をとりまく全国的な状況を踏まえ、国は「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」（2025（令和7）年閣議決定）を策定しました。

本県においても国の策定趣旨を踏まえ、新たな人権課題に的確に対応するため、計画を改定するものです。

5 計画の性格

この計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」や国の「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」などを踏まえ、本県が人権施策を推進するための指針となるものであり、「第3次茨城県総合計画」やそれに基づく各プロジェクト等を人権の視点から補完する性格を持つものです。

また、人権啓発・教育、分野別の人権課題についての現状・課題を明らかにすることに

より、県民一人ひとりが人権問題は身近な問題であり、自分自身が権利の主体者であることを理解し、日常生活の中で特に意識しなくても、お互いの人権を尊重できるよう自己啓発を促す役割も併せ持つものです。

6 計画期間

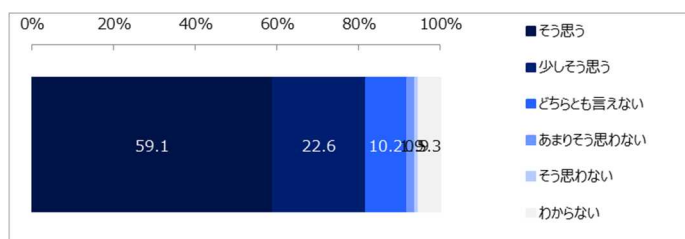
計画期間は、令和9（2027）年度から令和11（2029）年度までとし、その後、茨城県総合計画に準じて4年ごとに見直すこととします。

7 人権施策を推進するための指標

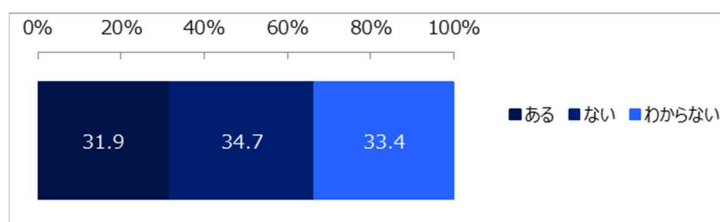
人権施策を計画的に推進するため、次の指標を設定します。

推進指標	基準値 (令和7年度実績)	目標値 (令和11年度末)
人権が大切だと思う人の割合	81.7%	85%
人権侵害されたと感じる人の割合	31.9%	29.9%

Q1-3.あなたは、「人権」が大切だと思いますか。	
	%
全体	100
そう思う	59.1
少しそう思う	22.6
どちらとも言えない	10.2
あまりそう思わない	1.9
そう思わない	0.9
わからない	5.3



Q1-7.あなたは、自分の人権が侵害されたと感じたことがありますか。		
	%	n
全体	100	1000
ある	31.9	319
ない	34.7	347
わからない	33.4	334



出典：令和7年度ネットリサーチ「人権意識」に関する調査結果報告書

第2 基本的施策の推進

1 人権啓発・人権教育の推進

(1) 人権啓発

人権啓発とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」を意味し（人権教育・啓発推進法第2条）、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」に行われなければならないとしています（同法第3条）。その目的とするところは、国民の一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、自己の人権を守るとはもちろんのこと、他者の人権にも十分に配慮した行動がとれるようにすることにあります。換言すれば、「人権とは何か」、「人権の尊重とはどういうことか」、「人権を侵害された場合に、これを排除し、救済するための制度がどのようなになっているか」などについて正しい認識を持つとともに、それらの認識が日常生活の中で、その態度面、行動面等において確実に根付くようにすることが人権啓発の目的です。

○県民に対する人権啓発

本県では、人権について正しく理解し、人権感覚を身に付けられるよう、「人権の日(12/10)」「人権週間(12/4～10)」を中心に、人権週間フェスタやヒューマンライツ・セミナーの開催、人権ポスター及び人権メッセージの募集等により人権意識の高揚を図っています。

また、青少年や地域社会などに大きな社会的影響力を有するスポーツ組織（鹿島アントラーズ、水戸ホーリーホック、茨城ロボッツ）と連携し、人権メッセージ動画の作成及びホームゲームにおいての啓発物品の配布や親子人権教室の開催などを通じ、同和問題や女性、子ども、高齢者、障害者、外国人などの人権問題に関する啓発に取り組んでいます。

さらに、県民が人権課題についてより深く学ぶ機会を提供するため、企業や市町村等が職員等に向けて実施する研修へ、人権啓発推進センターの職員を講師として派遣しています。

今後も国や市町村、関係団体等と連携し、「多様性を認め合い、誰もが活躍できる社会」の実現に向けて人権啓発を進めます。

(2) 人権教育

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」を意味し（人権教育・啓発推進法第2条）、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」に行われなければならないとしています（同法第3条）。

「日本国憲法」及び「教育基本法」並びに「国際人権規約」、「子どもの権利条約」等の精神にのっとり、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、地域の実情を踏まえつつ、学校教育及び社会教育を通じて推進します。

①現状

○本県の取組

人権教育の全県的な推進に向け、市町村と連携し、学校教育と社会教育の両面から人権教育の推進体制の充実を図っています。

また、人権教育の目標の実現に向け、他者の人権を尊重する基盤となる自己肯定感の育成を重視した取組を推進しています。

さらに、児童生徒及び地域住民の人権感覚や人権意識の向上を図るため、多様な学習機会の提供や交流活動の充実を進めるとともに、教職員研修や地域における指導者養成に努めています。

加えて、啓発資料や指導資料の作成、視聴覚教材の整備を進めるとともに、その効果的な活用に向けた周知に努めています。

また、こうした取組の成果を把握する指標の一つとして、児童生徒の自己肯定感の状況を活用しています。

成果指標「全国学力学習状況調査の質問紙調査」より

「自分には、よいところがあると思いますか」という質問に対して、「当てはまる」「どちらかと言えば当てはまる」と回答した割合

[小学校]76.8%（平成27年度） → 86.5%（令和7年度）

[中学校]67.7%（平成27年度） → 85.8%（令和7年度）

②課題

全国学力学習状況調査の結果から、児童生徒の自己肯定感は向上傾向にあるものの、依然として一定割合の子どもが自分のよさや可能性を十分に実感できていない状況が見られます。

また、人権尊重の理念を根付かせるためには、他者の人権を尊重する前提として、自らをかけがえのない存在として認識できる力を身に付けさせることが必要です。すなわち発達段階に応じて自己肯定感を育むことが必要であるということです。

さらに、学校、家庭、地域、関係機関等が、学習機会の提供や環境整備等の役割を果たしながら、情報共有や協働による取組を進めるなど有機的に連携し、社会全体で人権教育を推進する体制の強化を図る必要があります。

○今後の取組方針

(1) 学校教育

学校教育においては、それぞれの学校種の教育目的や目標の実現を目指した教育活動が展開される中で、児童生徒が遵法精神を含む社会生活を営む上で必要な知識・技能、態度などを確実に身に付けることを通じて、人権尊重の精神の涵養が図られるよう取り組んでいきます。

初等中等教育については、学習指導要領等に基づき、一人ひとりの児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることを目指します。

こうした基本的な認識に立ち、以下の施策を推進します。

- ・ 効果的な教育実践や学習教材等について情報収集や調査研究を行い、その成果を学校等に提供し、道德教育を推進するとともに、各学校が抱える課題に応じた取組を支援します。
- ・ 各学校では、人権に配慮した学習指導、生徒指導、進路指導等や学校運営に努めます。特に、暴力行為やいじめなどの課題が憂慮すべき状況にある中、あらゆる教育活動の中で規範意識を培い、こうした行為が許されないという指導を徹底するなど、子どもたちが安心して楽しく学ぶことのできる環境の確保に努めます。
- ・ 社会教育との連携を図りつつ、社会性や豊かな人間性を育むため多様な体験活動の機会の充実を図ります。
- ・ コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動の一体的な取組を推進します。
- ・ 人権尊重の理念について研修等を通じて、学校教育の担い手である教職員の資質向上を図ります。

(2) 社会教育

社会教育においては、全ての人々の人権が尊重される社会の実現を目指し、生涯学習の振興の観点から、各種政策を通じて、人権に関する学習の一層の充実を図っていきます。その際、人権問題を知識として学ぶだけではなく、日常生活において態度や行動に表れるような人権感覚の涵養が図られるよう、以下の施策を推進します。

- ・ 人間形成の基礎を育む重要な役割を果たし、全ての教育の出発点である家庭教育の充実を幼児期から図ります。保護者・子の双方に人権感覚が身に付くよう、学習機会の充実や情報の提供を行うとともに、子育てに不安や悩みを抱える保護者等への相談体制の整備を図ります。
- ・ 公民館等の社会教育施設を中心として、学校教育と連携を図りつつ、地域の実情に応じた多様な体験活動や高齢者、障害者等との交流の機会の充実を図ります。
- ・ 社会教育を充実させるために、人権問題等の現代的課題を取り上げ、中核的な役割

を担う社会教育主事の養成及びその資質の向上を推進し、指導体制の充実を図ります。

2 相談・支援体制の充実

(1) 現状

県では、これまで人権侵害の被害者を支援するため、相談窓口の設置や関係機関との連携強化を進めてきました。また、県民の人権意識の高まりとともに、家庭内暴力、子どもへの虐待、インターネットにおける誹謗中傷など、新たな人権課題への相談も増加しています。こうした中で、多様化する相談ニーズに対応できる体制整備が求められています。

(2) 主な施策推進上の課題

相談内容が多様化・専門化する中で、より丁寧な対応が求められています。外国人、障害者、高齢者など、様々な相談者の状況に応じた支援については、なお一層の充実が必要です。

また、インターネット上での人権侵害への対応や救済をより適切に行うための取組についても充実させていくことが求められています。

複数の相談窓口が存在するものの、県民に十分周知されていない場合があり、改善が必要です。

(3) 今後の取組方針

①相談窓口・支援機関の充実

県民が安心して相談できるよう、相談内容に応じて適切な機関につなげるための情報提供体制を確保し、相談者に寄り添った対応を推進します。

②多様な相談ニーズへの対応

外国語対応、障害のある人への合理的配慮、子どもや高齢者など脆弱な立場の人々に配慮した相談体制を整備します。

DV、虐待、ハラスメント、差別など、専門性を要する相談については、関係機関と連携し、適時適切な支援につなげます。

③関係機関との連携強化

法務局、市町村、教育機関、福祉機関、警察などの関係機関と連携し、人権侵害の未然防止・迅速な対応を図ります。

これにより、支援が途切れない体制（伴走型支援）の構築を目指します。

④情報発信・周知の充実

県民に対し、人権相談窓口の情報を分かりやすく提供し、相談しやすくする取組を強化します。

また、インターネットやSNSを活用し、若年層を含む県民への周知を図ります。

⑤専門性向上のための職員研修

多様化・専門化する相談に対応するため、相談員や県職員を対象とした研修を定期的に実施し、必要な知識や技能の向上を図ります。

⑥行政職員の研修の充実

行政職員は、人権問題に対する正しい理解と知識を深め、職員一人ひとりが常に人権尊重の視点を持ちながら業務を適切に行う必要があります。

このため、新規採用職員等を対象とした研修や職務内容に応じた研修を通じて人権意識の確立に努めます。

第3 分野別施策の推進

1 課題横断的な人権課題に対する取組（インターネット上の人権侵害）

○国の動向

インターネットは、パソコンやスマートフォン、タブレット端末等を使って簡単に利用できます。また、情報・通信手段が発達し、社会の高度情報化が急速に進み、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や動画共有サイトなどのソーシャルメディアの利用者の増加が続いています。誰もが容易にインターネットを利用することができるようになり、生活の利便性が向上した一方、使い方を間違えると、事件や犯罪に巻き込まれるきっかけとなったり、人を傷つける凶器にもなったりします。

インターネットの特性である匿名性や情報発信の容易性、情報が瞬時に広範囲に伝わる拡散性等を悪用した個人に対する誹謗・中傷やプライバシーの侵害が増加し、外国人や同和問題に関連する方々の人権を侵害する不適切な書き込みや元交際相手等の性的な写真・動画をインターネット上に公開するリベンジポルノ、子どもたちに性的画像を自画撮りさせて送らせる児童ポルノの性的暴力、その他人権に関わる様々な問題が発生しています。

そのようなインターネット上の人権侵害は、後ほど掲げる個別の人権課題にいずれにも密接に横断的に関連する問題でもあり、この問題を解消することは、各人権課題を解消する上でも不可欠です。

こうした状況を踏まえ、被害者救済の観点から、国では2002（平成14）年に、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」を施行し、インターネット上での情報の流通によって権利の侵害があった場合における、プロバイダ等の責任範囲や発信者情報の開示を請求する権利を定めました。

また、2021（令和3）年に同法を改正し、より円滑に被害者救済を図るため、発信者情報開示について新たな裁判手続を創設するなどの見直しを行い、2024（令和6）年には、法律の名称を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（情報流通プラットフォーム対処法）に改め、大規模プラットフォーム事業者に投稿の削除に関し、対応の迅速化と運用状況の透明化の具体的措置を求める制度整備を行いました。

インターネット上の誹謗・中傷が特に社会問題となっていることへの対策としては、2022（令和4）年に侮辱罪の法定刑の引き上げを、そして2025（令和7）年4月に施行された「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（情報流通プラットフォーム対処法）に基づく大規模プラットフォーム事業者への対応の迅速化や運用状況の透明化の義務付けといった法整備を行い、対策の強化を進めています。

スマートフォンやタブレット端末等の普及により、手軽にインターネットを利用できるようになりましたが、一度掲載された内容は、完全には削除できず、被害の拡大を招くおそれがあるほか、誰もが簡単に加害者にも被害者にもなる危険性があることから、インターネット利用者が、情報の収集や発信における個人の責任や情報モラルを身に付けられるよう、学校や社会において教育・啓発を推進していくとともに、安全かつ安心して利用できる環境を整備する必要があります。

○本県の取組

本県では、子どもたちを取り巻くインターネットの危険性などについて保護者や子どもたちに理解を深めてもらうため、2006（平成 18）年度から茨城県PTA連絡協議会と連携して、「茨城県メディア教育指導員」の養成を行ってきました。

養成された指導員は、「茨城県メディア教育指導員連絡会」を立ち上げ、学校等において保護者や子どもたち、地域の方などを対象にスマートフォンやパソコン、タブレット、ゲーム機などからインターネットを子どもに利用させる際の危険性や家庭で講じるべき対策について情報発信を行っています。これにより、責任ある保護者が、日々進化していくインターネットの実態について学び合う機会の提供にもつながっています。

また、児童・生徒に向けた講習会のほか、妊婦や乳幼児等に関わりのある施設の職員や保護者等が開催する講習会へも指導員を派遣しています。

さらに、インターネットにおける人権問題への対応として、研修会の開催や啓発動画のSNS配信、イベント等により啓発活動を行っているほか、インターネット上の差別的投稿に対して県から法務局へ情報の削除要請を行っています。

加えて、水戸地方法務局においてインターネットによる誹謗中傷や差別、虐待、ハラスメント等、様々な人権問題について、法務局職員や人権擁護委員が相談を受けています。

また、茨城県警察は、インターネット上で発生する誹謗中傷や名誉毀損、プライバシー侵害などの人権侵害に対し、相談対応、捜査、関係機関との連携、啓発活動を通じた総合的な対策を行っています。SNSや掲示板における悪質な書き込みについては、県内の警察署や県警本部サイバー部門が相談を受け付け、内容に応じて助言を行うほか、犯罪に該当する可能性がある場合には証拠保全や発信者特定を含む捜査を実施します。内容によっては名誉毀損罪や侮辱罪等の刑事責任を問われる場合があります。

さらに、茨城県警察は、警察庁が運用するインターネット・ホットラインセンター（以下「IHC」という。）と連携し、県民から寄せられた通報やIHCから提供される情報を基に、違法性の高い投稿について捜査を進めるとともに、プロバイ

ダやサイト管理者に対して削除要請を行っています。これにより、被害の拡大防止や再発防止を図っています。

加えて、警察だけで対応が難しい人権侵害事案については、法務省の人権擁護機関や民間団体と連携しています。被害者には、水戸地方法務局などの人権相談窓口のほか、セーファーインターネット協会が運営する「誹謗中傷ホットライン」や「セーフライン」といった削除支援制度を案内し、警察・行政・民間が役割分担しながら被害回復を支援しています。

○課題

(1) 子どもたちへの教育・啓発

子どもたちのインターネット利用が拡大する一方で、情報発信に伴う責任や他者の人権への配慮についての理解が十分に浸透していないことが課題となっています。また、学校や家庭での指導が必ずしも均一ではなく、SNS上のトラブルや誹謗中傷への対応方法を十分に身に付けられていない子どもも多いことから、発達段階に応じた教育・啓発の充実が必要とされています。

(2) 県民に対する広報・啓発の推進

インターネット上の人権侵害に関する正しい知識や相談先について、県民への周知がまだ十分とはいえず、被害の予防や早期相談につながりにくい状況があります。また、広報・啓発が十分に届いていない面もあり、地域や年代によって人権意識に差が見られることも課題となっています。

(3) インターネットによる誹謗中傷等に関する相談・支援体制の充実

インターネット上の誹謗中傷などに関する相談にはこれまでも取り組んでいますが、相談窓口の認知をより広げたり、専門的な支援につながる体制を一層充実させたりしていく必要があります。

また、相談内容に応じて警察、弁護士などと円滑につながる仕組みについても、さらに整備を進めていく余地があります。

○今後の取組方針

(1) 子どもたちへの教育・啓発

学校におけるインターネットリテラシーの向上に向けた教育を充実させ、子どもたちがインターネットを安全にかつ正しく利用できる環境づくりを推進します。

また、子どもたちが有害情報にアクセスすることにより、その健全な成長が阻害されることがないよう、インターネット利用におけるフィルタリング利用の

普及促進を図ります。

さらに、子どもたちや保護者の情報モラルを向上させるため、インターネットの安全で正しい使い方を学ぶ講座の開催や家庭でのルールづくり、フィルタリングなどのペアレンタルコントロールによる有害情報対策を推進します。

(2) 県民に対する広報・啓発の推進

県民一人ひとりが、インターネット上での人権侵害やプライバシーの保護に関する理解を深めるなど、インターネットの利用に関する正しい知識を身に付け、マナーやルールを守ってインターネットやSNS等の活用ができるよう啓発活動を推進します。

匿名であっても発言には責任が伴うことや、一度拡散された情報は完全に消去することが難しいことを周知し、県民に対して相手の人権を尊重したインターネット利用を引き続き呼びかけてまいります。

地域におけるインターネットリテラシーの向上に向けた社会教育を充実させ、県民がインターネットを安全にかつ正しく利用できる環境づくりを推進します。

(3) インターネットによる誹謗中傷等に関する相談・支援体制の充実

インターネット上の誹謗中傷等が重大な人権問題となっていることを踏まえ、相談・支援体制の充実を図ります。特に、被害者が速やかに相談できるよう、法務局などの専門窓口との連携を強め、人権侵害された情報の削除依頼の方法や対応手順について助言を行うとともに、モニタリングを実施して、悪質で差別的な掲示や書込等に対しては、法務局や関係機関と連携してプロバイダ等に削除依頼するなど被害の拡大防止に努めます。

また、県民への啓発を進め、誹謗中傷を防ぐ意識向上や相談窓口の周知を強化します。

2 各人権課題に対する取組
(1) 女性

○国の動向

女性の人権をめぐる動きについては、世界各国に共通した課題であるとして、国連は昭和 50 年を「国際婦人年」と定め、これに続く 10 年間を「国連婦人の 10 年」として位置付けるなど、世界的規模での取組が進められてきました。

わが国においても、1985（昭和 60）年の「女子差別撤廃条約」の批准をはじめ、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（1972（昭和 47）年）、「男女共同参画社会基本法」（1999（平成 11）年）の制定などが進められるとともに、女性に対する暴力の関係では、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（2000（平成 12）年）、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（2001（平成 13）年）を制定するなどの法整備が行われました。

さらに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（2015（平成 27）年）、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（2022（令和 4）年）が制定されました。

○本県の取組

本県では、1980（昭和 55）年に「第 2 次県民福祉基本計画」において「婦人の福祉の向上」が位置付けられて以来、1986（昭和 61）年の「新県民福祉基本計画」においても「女性の地位向上と社会参加の促進」が位置付けられ、1990（平成 2）年には庁内の推進体制として、「茨城県女性対策推進本部」を設置し、1991（平成 3）年には「いばらきローズプラン 21」を策定するとともに、「いばらきローズプラン 21 推進委員会」を設置するなど、女性行政施策の推進を図るための体制を整備しました。

さらに、1996（平成 8）年度から 2005（平成 17）年度までを計画期間として、男（ひと）と女（ひと）のよりよいパートナーシップの確立を基本理念とする「いばらきハーモニープラン」を 1995（平成 7）年度に策定し、また、「男女共同参画社会基本法」の理念を受け、2001（平成 13）年 3 月に「茨城県男女共同参画推進条例」を制定（同年 4 月施行）するとともに、2002（平成 14）年 3 月、同法に基づく法定計画として「茨城県男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策の積極的な推進に努めています。

また、配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）対策として、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、婦人相談所（現 女性相談センター）に「配偶者暴力相談支援センター」を設置し、休日夜間の相談対応や心理的ケアなどを実施するとともに、関係機関との連携を強化し、配偶者等からの暴力被害者の迅速かつ的確な保護に努めることとしてい

ます。

○課題

(1) 意識変革

令和6年度県民意識調査によると、様々な分野における男女の地位は、「学校教育の場(70.4%)」では、男女ともに「平等である」と回答した割合が高い一方で、「社会全体(16.7%)」、「政治の場(9.4%)」、「家庭生活(家事・育児など)(30.0%)」、「社会 通念、慣習、しきたりなど(16.3%)」では、「平等である」と回答した割合が低くなっており、不平等感が強くなっています。

背景には、働き方・暮らし方の根底に、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)があり、またそれらによって価値観や慣習が形成されていることが挙げられます。

性別による差別的取扱いを受けず個人として能力を発揮する機会が確保されること、性別による差別的取扱いによって人権が侵害された場合に適切な救済を得られることが重要です。

また、子どもをはじめ様々な世代で固定的な性別役割分担意識等を植え付けず、押し付けない取組、そして、男女双方の意識を変えていく取組が極めて重要です。

加えて、家庭、地域、職場、学校、メディアなどのあらゆる場を通じて、幼児から高齢者に至る幅広い層を対象に、男女共同参画を親しみやすく分かりやすいものとするのが重要です。

(2) 暴力の根絶

DVは、殴る蹴るなどの身体的な暴力や、暴言や監視・無視などの精神的な暴力を含み、刑事責任が問われる場合もある重大な人権侵害であり、その根絶に向けては、県民一人ひとりが、DVを身近にある問題として考え、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体で共有していくことが必要です。

また、DVの根絶に向け、県民のあらゆる世代・立場を対象とした一層の普及啓発や教育の充実が必要であり、特に、将来のDV発生(加害及び被害)を防ぐためには、若い世代への啓発が重要です。

さらに、DVが起きている家庭では、児童虐待(身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待)が同時に行われている場合があり、子どもが見ている前で行われる夫婦間の暴力(面前DV)は子どもへの心理的虐待にあたるなど、留意が必要です。

加えて、デジタル化の進展、SNSなどのコミュニケーションツールの更なる

広がりに伴い、被害は一層多様化しており、新たな形の暴力に対しても的確に対応していく必要があります。

○今後の取組方針

(1) 意識変革

年齢、性別、国籍、障害の有無、性的指向、性自認等にかかわらず、一人ひとりが尊重され、誰もが個々の能力を発揮できるダイバーシティ社会の実現のため、関係機関等と連携し、県民や企業の理解を深める啓発活動を推進します。

また、男女共同参画社会を実現するため、県民への意識啓発や企業等と連携した経営層の意識改革等、性別による固定的役割分担意識の解消に取り組みます。

(2) 暴力の根絶

ストーカー・DV事案、性犯罪等への的確な対処及び犯罪被害者やその家族等への適切な支援を行うため、相談しやすい環境の整備など、支援体制づくりを推進します。

(2) 子ども

○国の動向

1989（平成元）年11月、国連総会において、すべての児童の基本的な人権の尊重を促進することを目的とする「子どもの権利条約」が採択され、我が国は、1994（平成6）年、この条約に批准しました。

また、我が国においては、1947（昭和22）年に「児童福祉法」、1951（昭和26）年に「児童憲章」が制定されるなど、子どもの人権の尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進などに関し、その理念に沿って児童の健全育成が進められてきました。

さらに、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」が制定されるとともに、増加する児童虐待の防止のため、2000（平成12）年に「児童虐待の防止等に関する法律」が制定され、児童の権利擁護や児童相談所の体制強化等の様々な措置が行われました。

加えて、2023（令和5）年に「こども基本法」を施行するとともに、こども未来戦略を閣議決定し、「若い世代の所得向上に向けた取組」や「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」、「共働き・子育ての推進」を柱とする加速化プランにより「次元の異なる少子化対策」を推進するとともに、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会である「こどもまんなか社会」を目指し、こども基本法に基づく「こども大綱」を決定しました。

○本県の取組

本県では、全国的にいじめが社会問題化する中、2014（平成26）年に「茨城県いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処を行う等の対策を推進しています。

また、すべての子どもが虐待から守られ、幸せを実感しながら成長できる県を目指すため、2018（平成30）年に「茨城県子どもを虐待から守る条例」を制定しました。

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」とは、すべての子ども・若者が、「日本国憲法」、「こども基本法」及び「子どもの権利条約」の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会であり、その推進が必要です。

子ども・若者の最善の利益を第一とし、年齢や発達段階に応じて関係する事柄に意見を表明する機会が確保され、その意見を尊重するとともに、社会全体が、子ども・若者や子育てをめぐる問題は社会全体の問題だという意識を持ち、子ども・若

者や子育て当事者が社会において大事にされる意識を変えていく必要があるため、「県子ども計画（2025～29年度）」を新たに取りまとめ、子どもと若者が幸福に生活できる環境整備を進めています。

○課題

（１）いじめ

2024（令和6）年度におけるいじめの認知件数は、全国では769,022件、本県では25,777件となっており、前年度と比較して、全国では36,454件の増加（前年度732,568件）、本県においては、898件減少（前年度26,675件）となっています。

いじめは、どの学校においても、どの児童生徒にも起こりうるものであり、いじめによって児童生徒の生命や身体に重大な危険が及ぶ事態が発生する恐れがあります。いじめから一人でも多くの児童生徒を救うためには、児童生徒を取り巻く大人一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめは犯罪行為である」との認識を持ち、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速に対応することが必要です。

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体における国民的な課題です。

このように、社会総がかりでいじめの問題に対峙するためには、基本的な理念や体制を整備する必要があり、それぞれの役割と責任を自覚しながら連携し、社会全体で児童生徒を見守ることが重要です。

（２）体罰

学校や施設における子どもへの体罰は、重大な人権侵害ですが、学校において「体罰ではないか」として調査した事案が毎年発生しています。

教職員は、体罰が学校教育法等の法令をはじめ様々な法律により禁止されていることを常に自覚し、児童生徒の指導に当たる際、いかなる場合にも体罰をしてはならないことを十分に認識する必要があります。

（３）性的搾取

児童ポルノの製造や児童買春をはじめとする児童の性的搾取等は、児童の心身に有害な影響を及ぼし、かつ、その人権を著しく侵害する極めて悪質な行為であり、断じて許されるものではありません。

しかも、児童の性的搾取等は、児童を守り、育むべき大人たちの手によって行われており、また、インターネットを通じ、時と場所を超え、長期的かつ継続的に被害児童を傷つけることが多くなっています。

次世代を担う子どもたち一人ひとりが心身に有害な影響を受けることなく、健やかに成長することができる社会を創り上げていく必要があります。

(4) 児童虐待

本県の 2024（令和 6）年度の児童相談所における児童虐待相談件数は 4,233 件で、ここ数年増加傾向にあり、要因として、県警察本部との全件情報共有の実施や、配偶者等への暴力事案を目撃したことなどによる心理的虐待の通告の増加等が考えられます。

児童の人権を保護する見地から、保護者に児童虐待の違法性についての認識を持たせるとともに、児童虐待を早期に発見するため、県民に「児童福祉法」及び「児童虐待の防止等に関する法律」の通告義務等を周知させ、特に医師、教育者、保育士等関係者の意識の高揚を促していく必要があります。

○今後の取組方針

(1) 「子どもの権利条約」の普及啓発

子どもは権利の主体であり、あらゆる場面で子どもの意見が配慮、尊重されるよう、「子どもの権利条約」の理念、内容の普及啓発に努めます。

また、教科、道徳、特別活動、総合的な学習（探求）の時間等、教育活動のあらゆる機会を通じ、児童・生徒が自らの権利に関する意識を高めるとともに、権利と表裏の関係にある自己の義務、責任についても、より一層の自覚を深めることができる指導を行います。

さらに、関係団体等とも連携し、官民を問わず、子どもが自らの権利について考える機会となる行事等の開催充実に努めます。

(2) いじめや体罰、校内暴力など問題行動への対応

人と人とのふれあいを体験し、思いやりのある豊かな心を育てるため、ボランティア活動や職場体験などの体験的な学習の積極的な導入、障害者や高齢者との交流を推進します。

また、道徳教育など人間としての在り方や生き方に関する教育の指導法の研究及び研究成果等の県下各学校への周知、チーム・ティーチングの活用により、きめ細かな指導を推進します。

さらに、いじめの問題については、教職員に対する研修の一層の充実に図ります。

また、スクールカウンセラー等との連携により、事案の早期発見、加害者、被害者双方に対する問題を深刻化させない適切な指導に努めるとともに、心のケアに努めます。

加えて、児童生徒に対する体罰やセクシュアル・ハラスメントについては、教職

員に対する倫理観、責任感をはじめとして人権意識高揚のための研修を継続し、その根絶に努めます。

そして、体罰を受けた児童生徒が安心して相談できる体制の整備を図り、被害者の適切なケアに努めるとともに、再発防止のための対策を推進します。

また、行政、学校、保護者、関係機関等の更なる連携を図り、児童生徒の問題行動の防止に努めます。

(3) 児童虐待問題への取組

児童虐待防止として、児童相談所の専門職員の増員、24 時間相談窓口の周知、一時保護施設の整備を進め、早期発見と迅速な対応を目指します。

また、家庭養育優先原則に基づき、家庭における養育環境と同様の環境である里親等への委託を進めます。

さらに、ヤングケアラーを早期に把握し、支援体制を整える取組も進めます。

そして、児童の人権を守るため、「児童虐待の防止等に関する法律」及び「児童福祉法」の適正な運用の推進、県民への周知徹底のための啓発活動を推進します。

また、児童虐待の未然防止に取り組むとともに、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまで切れ目のない支援を行います。

さらに、医療機関等の事案の初期認知者となる可能性の高い関係機関への周知を図るとともに、連携を強化し、早期発見に努め、迅速な一時保護等の対応を推進します。

加えて、電話相談窓口「いばらき虐待ホットライン」での対応を適切に進めるほか、保健・医療・福祉・教育・警察などの関係機関や市町村、民間団体等との連携により、児童の保護に関する相談や児童及び家庭への対応の充実強化を図ります。

そして、児童相談所における保護者への支援の実施や、児童養護施設、一時保護所に配置した心理士により、被虐待児童の心のケアと保護者等への指導を的確に行います。

また、社会的養護を受けている子どもの権利が尊重され、安心して意見を述べられる環境づくりのため、子どもアドボカシーの推進に取り組みます。子どもの声を受けとめ支援するアドボケイトの育成・配置を進め、相談体制の充実と関係機関との連携を図ることで、子どもの意見が確実に施策に反映される社会の実現を目指します。

(4) 有害環境の浄化・良好な環境の整備

少年サポートセンターでは、少年補導職員や警察官が、関係機関である学校や児童相談所、ボランティア等と連携しながら、少年相談活動、犯罪にあった少年に対する支援、サポート活動、非行防止活動、広報啓発活動などの様々な活動をしてい

ます。

また、子どもたちが街で知らない人から「声かけ」、「痴漢」、「つきまとい」などの被害を受けたときに助けを求めて逃げ込むための場所（車）で、子供たちを保護し、警察や学校等への通報を行ってくれる「こどもを守る 110 番の家」の協力を得て被害の未然防止に努めます。

さらに、子どもたち自身が犯罪等の被害から身を守る力を身につけるための指導の充実に努めます。

加えて、「茨城県性暴力の根絶に関する条例」に基づき、性暴力による被害を受けた子どもへの支援を行います。

（５）貧困対策の推進

貧困により、子どもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられない、多様な体験の機会を得られない等、子どもがその権利利益を害されたり、社会から孤立したりすることのないよう、また、生まれ育った環境によって子どもの将来が左右されることがないように、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を推進します。

また、地域の子どもが安心して食事をとり、居場所として過ごせるよう、子ども食堂の取組を推進します。食事提供に加え、学習支援や交流活動などを通じて、子どもの孤立防止と健全育成を図ります。

さらに、運営団体・学校・福祉機関との連携を強化し、食の支援だけでなく家庭状況の早期把握や必要な支援につなぐ体制を整備することで、地域全体で子どもを支える環境づくりを進めます。

(3) 高齢者

○国の動向

全国の 2025（令和 7）年 10 月 1 日現在の 65 歳以上の人口は 36,210 千人で、全人口に占める割合は 29.4%となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（2023（令和 5）年推計）」及び「日本の将来推計人口（2023（令和 5）年推計）」によれば、全国の 2050（令和 32）年の 65 歳以上の高齢化率は 37.1%と推計されるなど、今後も高齢化が進むと見込まれています。

我が国においては、「高齢社会対策基本法」に基づく「高齢社会対策大綱」（2024（令和 6）年 9 月閣議決定）により、「年齢に関わりなく希望に応じて活躍し続けられる経済社会の構築」、「一人暮らしの高齢者の増加等の環境変化に適切に対応し、多世代が共に安心して暮らせる社会の構築」、「加齢に伴う身体機能・認知機能の変化に対応したきめ細かな施策展開・社会システムの構築」を基本的な考え方として、総合的な高齢者施策が展開されています。

2024（令和 6）年に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、認知症の人や家族等の参画を得て、意見を聴き、対話をしながら、ともに認知症施策の立案等を行うことが求められています。

また、養護者や養介護施設従事者等による高齢者に対する身体的・心理的虐待や、養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分する等の経済的虐待等について、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「高齢者虐待防止法」）に基づく取組が行われています。

○本県の取組

本県の 2025（令和 7）年 10 月 1 日現在の 65 歳以上の人口は 853 千人で、全人口に占める割合は 31.2%と全国より高くなっています。また、2050（令和 32）年の 65 歳以上の高齢化率は 40.0%と推計されるなど、今後も高齢化が進むと見込まれています。

本県では、2024（令和 6）年、「第 9 期いばらき高齢者プラン 21」を策定し、本格的に超高齢社会に的確に対応するために取り組むべき施策の方向を明らかにするとともに、ニーズに応じた保健・医療・福祉のサービスの適切な提供と、介護予防や要介護状態の重度化防止等に取り組むことにより、「健康長寿日本一」の実現を目指しています。

また、高齢者虐待の問題については、「介護保険法」や「高齢者虐待防止法」の施行に伴い、「高齢者の尊厳の保持」の視点に立ち、虐待防止などの高齢者の権利擁護のための取組等を推進することが重要であることから、介護施設従事者に対する研修や県民に対する意識啓発などにより高齢者の権利擁護のための取組を推進してい

ます。

○課題

(1) 高齢者の学習・社会参加

人々の価値観や家族観、行動様式、生き方などが大きく変化する中で、高齢者は、自分の健康増進や趣味、ボランティア等の社会活動に参加しています。高齢者がそれぞれの生活課題等に応じて必要な学習を行い、自らの個性や能力を伸ばしながら、生きがいのある充実した生活を送れるようにすることが重要となっています。

そのため、社会参加活動に関する啓発や情報の提供、高齢者が更に参加しやすい場の提供や機会の充実、高齢者が自主的・主体的に地域社会づくりに参画できるような環境の整備を進める必要があります。

(2) 高齢者の雇用

高齢者の雇用については、2013（平成 25）年に「高年齢者雇用安定法」が改正されたことを受け、定年年齢を 65 歳未満に定めている事業主は、「65 歳までの定年の引上げ」「65 歳までの継続雇用制度の導入」「定年の廃止」のいずれかの措置を実施する必要があります。

また、2021（令和 3）年の同法改正を受け、「70 歳までの定年引上げ」「70 歳までの継続雇用制度の導入」「定年制の廃止」等のいずれかの措置を講ずるよう努めることとされています。

(3) 高齢者の権利擁護

養護者等による介護・世話の放棄・放任や暴力的な行為を受けたりする等の高齢者虐待が大きな問題となっています。また、認知症、知的障害その他の精神上的の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある高齢者を社会全体で支え合うことが課題となっています。

(4) 保健・医療、福祉サービス供給体制の整備

急速な高齢化により、寝たきり、認知症、一人暮らしといった生活上何らかの支援を必要とする高齢者が増加しています。

介護を必要とする高齢者が安心してサービスを受けられるよう、介護サービス基盤の整備に努めるとともに、高齢者が住み慣れた家庭や地域の中で、継続して自立した生活を送れるよう、介護予防や生活支援などの保健・福祉サービスを総合的・効果的に提供できる体制を整備する必要があります。

(5) 高齢者にやさしいまちづくり

高齢者の一人暮らしや高齢者夫婦世帯が増加している中で、安全・快適に暮らすことが出来る良質な住宅や高齢者が使いやすい公共施設等の整備が必要となっています。

（６）災害時の支援体制の強化

要配慮者については、一般的な指定避難所では避難生活に支障を来す恐れがあるため、市町村においては、福祉避難所を指定するとともに、介護用品や車いすなどの日常生活用具等の備蓄のほか、関係団体や事業者と連携を図る必要があります。

○今後の取組方針

（１）意識啓発活動の推進

高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てるため、施設などとの交流を深め、児童生徒が高齢者とのふれあいを体験する機会やボランティア活動への参加を推進します。

また、長寿をたたえる事業などを通じて、高齢者を敬愛する意識を醸成し、高齢者の人権や福祉についての県民の理解を深めていきます。

（２）生きがい対策の推進

シルバーリハビリ体操や介護予防等の普及活動を行う「シルバーリハビリ体操指導士」を養成し、住民の健康づくりや介護予防を推進します。

また、これまでの人生で培った豊富な知識や技術を持つ高齢者を、福祉施設等に派遣する取組を行い、地域社会貢献活動を推進します。

さらに、「ねんりんスポーツ大会」・「ねんりん文化祭」をはじめとしたスポーツ・文化活動を総合的に実施することにより、高齢者の生きがいと健康づくりを推進します。

これらの取組を通じて、多様化する高齢者の価値観、趣向、ライフスタイルなどに応じた社会参加の機会を提供し、地域における高齢者の活躍を支援します。

（３）高齢者の就労対策

高齢者の安全な就業や就労機会の拡大には、各シルバー人材センターや会員に対する安全講習や広報による事業拡大が重要であることから、県では、茨城県シルバー人材センター連合会の円滑な運営と機能強化に努めていきます。

（４）高齢者の権利擁護への対応

高齢者が尊厳をもち、安心して暮らせる社会を実現するため、虐待防止や成年後見制度の活用による権利保護の強化を進めるとともに、県民に対し高齢者の人権に関

する意識啓発を推進します。

また、高齢者虐待事案に迅速かつ適切に対応できるよう、市町村や地域包括支援センター職員等を対象とした研修を実施します。あわせて、福祉施設等職員を対象に、高齢者の権利擁護や身体拘束廃止を推進する人材を育成する研修を行います。

(5) 保健・医療、福祉サービス供給体制の整備

「いばらき高齢者プラン 21」に基づき、ニーズに応じた保健・医療・福祉のサービスの適切な提供と、介護予防や要介護状態の重度化防止等を進めます。

(6) 高齢者にやさしいまちづくりの推進

高齢者を含むすべての人が安心して快適に暮らせる地域社会づくりを進めるため、公共施設のバリアフリー化を促進し、安全に利用できる環境を整備していく方針です。特に、公共性の高い建築物については、「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、出入口や通路、トイレ、駐車場などの整備基準への適合を推進し、より多くの人が使いやすい施設づくりを進めます。

さらに、交通事故や犯罪被害の防止に向けた交通安全教育や防犯対策も強化し、高齢者が地域で安心して暮らし続けられる「人にやさしいまちづくり」を総合的に推進していきます。

(7) 介護サービスの質の確保

市町村と連携し、介護保険施設、指定居宅サービス事業所に対し指導を行い、介護サービスの質の確保に取り組みます。

また、低所得者の介護保険サービスの利用が図られるよう、利用者負担額の軽減対策を推進します。

(8) 犯罪被害防止のための取組の推進

高齢者が被害に遭いやすい特殊詐欺やひったくり等の犯罪被害防止を図るとともに、高齢者の防犯意識を高めるための広報・啓発活動を推進します。

(9) 災害時における高齢者支援体制の強化

東日本大震災における高齢者への支援体制が十分でなかったことの反省を踏まえ、避難行動要支援者情報の把握と共有化、個別避難計画の作成など、早急に防災体制を確立する必要があります。

また、高齢者施設等においては、防災組織体制や緊急応援連絡体制を整備するなど、安全体制を確保する必要があります。

(4) 障害者

○国の動向

国における障害者施策は、障害の有無にかかわらず全ての人の人権が尊重される共生社会の実現を目指し、法制度の整備及び権利保障の強化を中心に大きく進展しています。

まず、2024（令和6）年4月には改正「障害者差別解消法」が施行され、これまで行政機関等に限られていた合理的配慮の提供義務が民間事業者にも拡大されました。この改正により、社会全体で障害を理由とする差別の解消を推進する仕組みが強化されました。

また、内閣府では障害者差別や生活上の困難に関する相談を受け付ける「つなぐ窓口」を設置し、制度運用の実効性を高めるための体制整備が進められています。

さらに、2024（令和6）年7月、最高裁判所は「旧優生保護法」を違憲と判断しました。同年10月には「補償金等支給法」が成立し、優生手術等を受けた本人や配偶者に対する補償制度が創設され、被害者救済の取組が具体化されました。

また、同年12月には「障害者に対する偏見や差別のない共生社会に向けた行動計画」が政府により決定されました。同計画は、旧優生保護法被害者や障害当事者へのヒアリング内容を踏まえ、心のバリアフリーの促進、公務員の意識改革、障害者の希望する生活実現に向けた支援等を柱としており、国としての包括的な取組の方向性が示されています。

○本県の取組

本県においては、すべての県民が互いの人権を尊重し、障害の有無にかかわらず安心して暮らすことのできる社会の実現を目指し、様々な分野において障害者施策の推進に取り組んでいます。

障害者に対する支援の充実に向け、本県では「障害者プラン」の策定をはじめ、保健・福祉サービスの向上を図る取組を継続的に進めています。

また、障害に対する差別の解消と社会参加の促進を目的に、関係機関等と連携した啓発活動や講演会の開催等を通じ、人権尊重の理念の浸透に努めています。

さらに、近年では、県内の共生社会の実現を推進するため、「ノーマライゼーション」及び「完全参加」の理念を基本とした障害者施策の展開が進められています。

2024（令和6）年度から2029（令和11）年度を計画期間とする「第3期新しいばらき障害者プラン」が策定され、障害福祉の総合的な推進と地域での自立した生活の実現に向けた取組が一層強化されています。

また、県内の障害者団体や相談員との連携を深め、情報提供、相談支援、研修の実施などを通じ、障害者が抱える問題の解決に資する支援体制の充実に努めています。これには、生活・医療・就労など多分野の情報提供、相談員研修会の開催、

障害者福祉バスの運営による社会参加支援などが含まれており、地域全体での支援力向上が進められています。

本県としては、国の法改正や行動計画と整合性を図りつつ、当事者や関係団体の意見を踏まえた施策の充実を図り、障害のある人が自らの尊厳をもって安心して暮らすことができる地域社会の実現に向け、引き続き総合的な取組を推進していきます。

○課題

(1) 合理的配慮の提供体制の強化

2024（令和6）年4月から、改正「障害者差別解消法」により、事業者にも合理的配慮の提供が義務化されましたが、県内においては事業者の理解促進や具体的な対応の浸透に差が見られることから、障害者への対応力向上に向けた啓発や支援体制の充実が求められています。

また、国の相談窓口である「つなぐ窓口」には多数の相談が寄せられており、県内においても相談・支援体制の啓発に努める必要があります。

(2) 差別の解消に向けた意識改革の深化

国は「障害者に対する偏見や差別のない共生社会に向けた行動計画」を策定し、心のバリアフリーの推進や公務員の意識改革等を掲げていますが、県内においても、学校、企業、地域など多様な場における理解促進の取組を強化する必要があります。

(3) 権利擁護の推進

障害者の自立及び社会参加を促進するため、障害者に対する差別行為やその他の権利利益を侵害する行為を防止し、障害者虐待の防止や養護者に対する支援等に関する施策を推進する必要があります。

特に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）及び「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」（障害者権利条例）に基づき、障害者に対する障害を理由とした差別が解消されるよう取り組んで行く必要があります。

(4) 共生社会の実現に向けた支援体制の強化

県では「第3期新しいばらき障害者プラン」に基づき、地域生活支援や障害福祉サービスの充実を進めていますが、相談支援体制の地域差、情報提供の不足、社会参加機会の偏在などの課題が残っています。

また、障害者団体や相談員との連携を深めつつも、個々の困難を抱える障害者へ

の支援が十分に行き届かない場合があります、地域での支援網のさらなる強化が求められています。

(5) 災害時の支援体制の強化

要配慮者については、一般的な指定避難所では避難生活に支障を来す恐れがあるため、市町村においては、福祉避難所を指定するとともに、介護用品や車いすなどの日常生活用具等の備蓄のほか、関係団体や事業者と連携を図る必要があります。

○今後の取組方針

(1) 合理的配慮の提供体制の強化

2024（令和6）年4月に施行された改正「障害者差別解消法」では、事業者による合理的配慮の提供について位置づけが明確化されています。本県においても、県内の企業や事業者に対する理解を深める取組や、実践に向けた支援について、引き続き工夫していくことが求められています。

このため、事業者向けの研修や相談体制の充実に配慮するとともに、行政機関、教育機関、医療機関など関係機関と連携し、周知啓発に努めながら、合理的配慮の提供が円滑に進むよう支援を行っていきます。

(2) 相談支援体制及び情報提供の充実

国における「つなぐ窓口」には多くの相談が寄せられており、支援に関するニーズが多様化している状況がうかがえます。

こうした状況を踏まえ、本県においても、障害者やその家族が必要とする情報にアクセスしやすくなるよう、相談支援体制や相談員研修、情報発信の在り方について引き続き充実を図るとともに、地域間での支援のつながりを深めるため、関係機関の連携強化に取り組んでいきます。

(3) 差別をなくす意識改革の推進

国の「障害者に対する偏見や差別のない共生社会に向けた行動計画」では、心のバリアフリーや意識の向上の重要性が示されています。

これを踏まえ、本県においても、学校や企業、地域社会などにおける理解を深める取組について、引き続き進めるとともに、障害に対する差別の解消に向けた啓発活動を継続していきます。

(4) 権利擁護の推進

障害のある人も社会を構成する一員として、社会・経済・文化など様々な分野の

活動に参加する機会が大切にされることが望まれますが、障害に対する理解が十分でないことから、社会参加に際して配慮が求められる場面も見受けられます。

こうした状況を踏まえ、「権利擁護の取組の充実」に留意しつつ、障害のある人が安心して暮らすことのできる地域社会づくりに向けた取組を進めていきます。

(5) 地域生活支援体制の整備及び生活の質の向上

「第3期新しいばらき障害者プラン」を踏まえ、地域において自立した生活が送れるよう、相談支援や福祉サービス、就労支援などの施策について、引き続き取り組んでいきます。

あわせて、社会参加の機会づくりや、生活・医療・就労に関する支援の充実、障害者団体との連携などを通じて、障害のある人の生活の質の向上につながる取組を、関係者と連携しながら進めていきます。

(6) 災害時における障害者支援体制の強化

東日本大震災における障害者への支援体制が十分でなかったことの反省を踏まえ、避難行動要支援者情報の把握と共有化、個別避難計画の作成など、早急に避難行動に係る支援体制を確立する必要があります。

また、障害者支援施設等においては、防災組織体制や緊急応援連絡体制を整備するなど、安全体制を確保する必要があります。

(7) 国の動向を踏まえた施策の継続的改善

今後も、国における法改正や行動計画、障害者白書などの動向を踏まえながら、障害者施策について、必要に応じた見直しや改善を行っていきます。

本県としては、国連の「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）の考え方を尊重しつつ、国との連携にも配慮しながら、施策の充実に努め、県民一人ひとりが尊厳をもって暮らすことのできる社会の実現に向けた取組を進めていきます。

(5) 部落差別（同和問題）

○国の動向

国において部落差別（同和問題）は、日本の歴史的経過の中で形成された身分差別に起因し、結婚や就職等の生活の各場面において差別が発生し続けている重大な人権問題として位置付けられています。

法務省は、この問題が依然として社会に残存していることを明確に示し、同和問題を我が国固有の深刻な人権課題として捉え、その解消に向けた取組を継続的に推進しています。

平成 28 年には「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、国は部落差別の解消を国民的課題として明確に位置付けるとともに、実態調査、教育・啓発、相談支援等を体系的に進める法的基盤が整えられました。同法第 6 条に基づいて実施された調査では、インターネット上の差別的言動、結婚における差別、地域に対する誤情報の拡散など、差別の形態が従来型の人間関係の中だけでなく、ネット空間を通じて顕在化・拡散している実態が明らかになっています。

また、国は部落差別に関する被害の救済と予防のため、法務省人権擁護機関を中心に、人権相談、人権侵犯事件の調査・処理、啓発活動などを実施しています。特に結婚差別や差別発言が確認された事案では、行為者に対して人権尊重の意識啓発を行い、被害者の救済と再発防止に向けた働きかけが行われています。

さらに、インターネット上の差別的投稿に対しても、特定地域を同和地区とする不当な情報が拡散された場合には、プロバイダ等に対し情報削除を要請するなど、ネット上の差別抑止に向けた施策も展開しています。

このように、差別の実態把握、啓発の促進、被害救済、インターネット上の差別対策等、多角的な施策を推進しています。

○本県の取組

本県では、同和問題を重要な人権課題の一つとして位置付け、差別意識の解消と人権尊重の理念の普及に向けた取組を継続的に推進しています。

「第 3 次茨城県総合計画」の「挑戦する政策」において掲げる「多様性を認め合い、誰もが活躍できる社会」の実現に向け、県民の人権意識の向上を図るとともに、同和問題を含む様々な人権課題に対し、計画的に施策を展開しています。

本県では、同和問題の早期解決に向け、これまで人権施策の一環として啓発事業や研修機会の提供を行ってきました。

具体的には、県民を対象とした講演会や啓発イベントの開催、人権学習教材の活用促進、人権教育の強化等を通じて、同和問題に関する正しい理解の普及と差別意識の解消に努めてきました。

さらに、本県では、市町村とも連携しながら地域における人権尊重の環境整備を

推進しています。

県内では、公務員による部落差別発言事案が発生したことを受け、市町村が職員研修の見直しに取り組んだ例もあり、県としても市町村の取組を支援しながら、同和問題が現在も解決すべき課題として存在することを踏まえた施策の推進が求められています。

本県は、これらの取組を踏まえ、国の方針との整合を図りながら、県民が相互に尊重し合う社会づくりを進めるため、教育・啓発の拡充、相談体制の強化、市町村との協働推進などを通じて、同和問題の解決に向けた施策を引き続き展開していきます。

○課題

(1) 差別意識の解消

同和問題は歴史的に形成された人権課題であり、2020（令和2）年に国が実施した実態調査においても、結婚差別やインターネット上の誹謗中傷など、社会の様々な場面で差別が確認されています。

(2) インターネットを介した人権侵害の拡散

インターネット上で特定の地域を同和地区と指摘するなど、匿名性に依拠した差別的言動が拡散している実態が明らかとなっており、従来の地域内差別とは異なる新たな課題として対応が求められています。

(3) 地域や職場など身近な場における人権意識の不足

県内では公務員による部落差別発言事案が発生しました。本事案は、行政職員を含む地域社会全体の人権感覚の向上が喫緊の課題であることを示しています。

(4) 相談・救済体制の十分な周知と活用の促進

国は法務省人権擁護機関による相談・調査・救済制度を整備しています。県としても相談先の周知や連携体制の強化が求められています。

(5) えせ同和行為

えせ同和行為は、同和問題への誤った恐怖心につけ込み不当な利益を要求する行為であり、正しい理解を妨げ差別意識を助長する重大な問題です。

○今後の取組方針

(1) 教育・啓発の徹底

2020（令和2）年、国の実態調査で、結婚や就職における差別が報告されていることから、学校では同和問題の正しい理解を広める教育・啓発を推進します。

また、社会教育では、学校教育、生涯学習、地域学習の場において、教材・映像資料などを活用して多くの世代に向けた啓発機会を充実させるほか、企業・団体等が実施する研修に対して講師を派遣し、正しい理解を深めたり、現在行われている一般行政施策の取組を紹介したりするなどの教育、啓発を促進します。

（2）インターネット上の差別対策の強化

国がプロバイダ等に対する削除要請等を行うなど、ネット上の差別的言動への対応を強化していることを踏まえ、県としても、県民への注意喚起及び教育・広報活動を推進します。

市町村や学校、企業と連携し、インターネットリテラシー向上教育を実施し、差別的情報の拡散防止を図ります。

（3）行政職員の人権意識向上と職場体制の強化

県内で発生した部落差別発言事案を踏まえ、職員研修の充実と人権尊重の行政運営の徹底を図ります。

研修内容の見直し、階層別研修の強化、市町村職員研修への支援などを進め、行政自らが差別を許さない意識と対応力を備える体制を確立します。

（4）相談体制・救済制度の周知と連携の強化

法務省人権擁護機関の相談・救済制度を活用しやすくするため、県民への周知を強化するとともに、市町村や関係機関との連携体制を整えます。

相談窓口情報の周知拡大や関係機関間の情報共有体制の整備を進め、被害が生じた場合の迅速な対応を可能とします。

（5）市町村との連携による地域施策の推進

同和問題に関する取組は地域の実情に応じた施策が重要であるため、県は市町村に対し、研修、啓発、相談体制整備などの支援を行います。

市町村が直面する課題への対応力向上を支援し、地域全体で差別解消に向けた施策を展開します。

（6）えせ同和行為への対応

図書購入強要や寄付金要求など手口は巧妙かつ多様で、担当者の判断不足により被害が拡大する恐れがあります。

対応にあたっては、不当要求を毅然と拒否し、複数対応・記録徹底・法務局等へ

の速やかな相談を組織的に行うことが重要です。

(7) 公正な採用選考の周知徹底

企業の社会的責任と公正な採用選考及び人権尊重意識の普及・啓発を図るため、労働局やハローワークと連携し、県内企業関係者を対象にした研修会を引き続き開催していきます。

(8) 隣保館活動の支援

隣保館は、地域住民の福祉の向上と人権の確立を目的として市町村が設置する社会福祉施設であり、戦後の同和対策事業の中で整備が進められてきました。

かつては主に同和地区の住民の方を対象としていましたが、現在では地域全体に開かれた施設として位置づけられ、差別や貧困、孤立といった現代的課題に向き合う地域福祉・人権啓発推進の拠点として重要な役割を担っています。

引き続き、隣保館（広域隣保事業を含む）において、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、開かれたコミュニティーの拠点として、生活上の相談事業や人権課題解決のための各種事業、福祉の向上や人権啓発の住民交流事業など、総合的な活動が行われるよう、関係機関と連携して支援していきます。

(6) 外国人

○国の動向

我が国に在留する外国人数は増加傾向にあり、2025（令和 7）年の全国の在留外国人数は 4,125,395 人で、過去最高を更新するとともに初めて 400 万人を超えました。これは、社会の国際化の進展に加え、少子高齢化に伴う労働力不足を背景とした外国人労働者の増加、留学など国際交流の拡大によるもので、外国人は社会生活においてより身近な存在となっています。我が国は、1996（平成 8）年に「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」を締結し、人種差別や外国人差別等あらゆる差別の解消に取り組んでいるところです。

○本県の取組

本県の 2025（令和 7）年の在留外国人数は 111,808 人で、全国と同様に過去最多を更新しており、深刻な人手不足が社会問題となりつつある中では、本県の経済成長や生活基盤を支える存在として、優秀な外国人財の確保に取り組むことが求められており、日本語に不慣れな外国人であっても、安心・安全な暮らしを営むことができるよう母語による相談・支援体制の充実に積極的に取り組んでおります。

県内の外国人労働者の増加に伴い、労働基準監督署やハローワークと連携した外国語相談体制を整え、就労トラブルへの対応も進めています。

外国人児童生徒に対しては、日本語指導協力者の派遣や教材整備など学校での日本語教育を充実させ、外国人児童生徒が安心して学校生活を送れるようにしています。また、国際理解教育を推進して差別意識の解消を図っています。

さらに、一部の外国人等による法令・ルール違反等に対して、関係部局が連携して包括的な対策を講じ、地域社会との調和が図られた秩序ある共生社会の実現を図るため 2025（令和 7）年に「外国人等へのルール遵守対策プロジェクトチーム」を設置し、関係部局が連携して包括的な対策を講じ、その取組等を情報発信しているところです。

○課題

深刻な人手不足を背景に今後も在留外国人の増加が見込まれる中、外国人に対する差別意識や偏見を解消し、諸外国の文化や多様性を受け入れ、日本人も外国人も共に暮らしやすい地域社会づくりなど、多文化共生の取組を推進することが求められています。

そのため「日本国憲法」や日本が締結した人権諸条約の基本理念を踏まえ、在留外国人と日本人が一緒になって、国籍や民族などの違いにかかわらず、全ての県民が互いの文化的背景や考え方などを理解し、ともに安心して暮らし活躍できる地域社会を目指す必要があります。

（１）生活情報の提供等

外国人との共生社会の実現に向け、生活ルールの啓発や地域における関係構築への支援など、外国人材の地域社会への溶け込みを促進する取組を進めるとともに、日本語に不慣れであっても安心して生活できるよう、母語による相談・支援体制の充実など、外国人が住みやすい環境づくりを推進する必要があります。

さらに、外国人と日本人、あるいは外国人同士など、文化を異にする様々な人々が互いに理解を深めるため、人と人との交流を通じて相手や相手の文化・考え方に直接触れることが重要であり、これらの取組を充実させる必要があります。

（２）就労環境等の整備

外国人労働者の生活基盤の確立のため、職場等における諸問題について外国語で相談できる体制の確保が必要であり、関係機関と連携を図りながら、外国人労働者の就労上のトラブルなどに適切に対応し、助言・指導ができる相談体制の整備を進める必要があります。

（３）教育・啓発活動

2024（令和６）年度の県内の外国人児童生徒数は 4,754 人と 2023（令和５）年度の 4,265 人から増加しており、日本語指導を必要とする児童生徒の数も増加しています。そのため、広い視野をもち、異文化を理解するとともに、これを尊重する態度や異なる文化をもった人々と共に生きていく能力の育成を図る必要があります。

また、多様な母語に対応しながら、日本語指導についての専門的な知識や技能を有する教員、指導員の育成をさらに進め、それぞれの児童生徒に応じた教材、教具を開発する必要があるほか、保護者に対しては児童生徒に教育を受けさせることの必要性を理解・啓発する必要があります。

○今後の取組方針

（１）生活ルールの啓発、共生の取組等

外国人コミュニティなどで活躍する人材を活用し、生活に必要な情報の周知や相談対応を行うことにより、母語による相談・支援体制の充実を図るとともに、外国人が地域社会の一員として安心して生活できる環境づくりを推進します。

また、県内唯一の地域国際化協会である（公財）茨城県国際交流協会への補助等を通じ、地域における国際化の取組を推進します。

さらに、外国人との秩序ある共生社会の実現に向け、生活ルールの周知啓発や地域における関係構築の促進に取り組みます。

(2) 就労環境等の整備

外国人が安心して就労・生活できる環境のもと、日本人と同様に将来にわたって活躍できるよう、関係機関との情報共有体制の充実を図り、雇用主への定着支援に関するセミナーの開催などの啓発に努めます。

(3) 教育・啓発活動

外国人相談員の配置などにより外国籍の保護者への就学・進学に関する周知・理解の促進を図るとともに、外国人児童生徒に対するキャリア教育支援の充実と教育現場における配慮の徹底に努めます。

また、日本人と外国人が共に、互いの生活習慣や文化の違いを理解できるよう、多文化共生についての意識啓発等に努めます。

さらに、地域や各種団体による自主的な国際交流活動の促進を図ります。

加えて、外国人が、地域社会での生活において不当に差別されないことがないよう、広く地域住民を含む県民への共生の理念の普及啓発を図ります。

(7) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動

○国の動向

2000 年代後半以降、特定の民族や地域的身出など本人の意思では変更困難な属性を理由としてその属性に該当する方を地域社会から排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチを伴う街頭デモ等が全国各地で公然と行われるとともに、その様子がインターネット上で公開され、報道でも大きく取り上げられるなどヘイトスピーチが社会問題化するようになりました。

このような中、2016（平成 28）年 6 月、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が制定されました。

同法は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」を本邦外出身者に対する「差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動」と定義し、そのような不当な差別的言動は許されない旨を宣言し、その解消の必要性について国民の理解を深め、不当な差別的言動のない社会を実現することを理念として定めるとともに、国民の理解を深めるために必要な教育及び啓発を行うことなどを規定しています。

また、国連においても、2021（令和 3）年、「ヘイトスピーチと闘うための文化間、宗教間の対話を呼びかける決議」を採択し、毎年 6 月 18 日を「ヘイトスピーチと闘う国際デー」と決めました。

○本県の取組

本県は、外国人住民に対する差別や偏見を解消するため、啓発活動の推進や県民の理解を深める教育を重視しています。

また、相談・支援体制の整備を重要施策として掲げ、外国人が直面する問題に迅速かつ適切に対応するための窓口を設置しています。その中心的役割を担うのが茨城県国際交流協会における「外国人相談センター」です。同センターでは、外国人が母語で相談できるよう多言語での相談に対応しており、法律、在留資格、労働、教育、生活全般に関する問題を扱っています。相談は無料で、必要に応じて弁護士による無料法律相談（予約制）や、行政機関・学校・相談支援機関と三者通話システムを利用した通訳付き相談も行われています。

さらに、法務省が推進する「ヘイトスピーチ、許さない。」キャンペーン等とも連携し、広報・啓発を展開しています。

○課題

ヘイトスピーチは、主な態様が街頭デモなどの示威行動から、選挙運動や政治活

動の体裁をとるものやSNS等のインターネット上での表現行為によるものに変化するなど多様化しています。

ヘイトスピーチを解消するためには、ヘイトスピーチが、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷付けたり、差別意識を生じさせたりするものであり決して許されるものではないという意識が、広く深く社会に浸透することが重要です。

○今後の取組方針

本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現を目指して、どのような言動がヘイトスピーチに該当し得るかについて情報提供・共有を行うことの重要性に留意しつつ、ヘイトスピーチはあってはならないことの理解を促進するための人権啓発活動を推進します。

ヘイトスピーチの解消に向けた人権教育を実施するに当たっては、国における調査研究や各種研修等に基づき、地域や学校における取組を推進します。

また、ヘイトスピーチによる被害等の人権問題について、相談に応じます。

(8) ハンセン病

○国の動向

ハンセン病は、らい菌による感染症ですが、らい菌の病原性は弱く、仮に感染しても発病する可能性は極めて低い上、現在では有効な治療薬が存在し、早期の治療により障害を残すことなく治る病気です。

しかし、我が国においては、1996（平成8）年に「らい予防法」が廃止されるまで、全ての患者に療養所への入所を強制する強制隔離政策が採られていました。このような長期にわたる強制隔離政策と、患者の隔離を徹底するために国主導の下、各都道府県においてなされた「無らい県運動」という患者を見つけ出し療養所に送り込む施策が行われたことにより、ハンセン病が恐ろしい感染症であるという誤った認識が広く国民に浸透し、ハンセン病患者・元患者及びその家族に対する偏見や差別が生み出され、助長されました。

例えば、療養所入所者は家族との関係を断たれ、療養所に入所しなかった方や療養所から退所した方も、病歴を周囲に隠して生活せざるを得ませんでした。患者・元患者の家族も、潜在的な感染者として学校や職場、地域社会等で厳しい差別を受け、就職や結婚の際にも偏見や差別による被害を受けてきました。

2001（平成13）年5月、「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」において、ハンセン病患者に対する国の損害賠償責任を認める判決が言い渡されたこと等を受け、ハンセン病問題の重大性が国民に明らかにされるとともに、ハンセン病患者・元患者に対する損害賠償、名誉回復、福祉増進等の措置が採られるようになりました。

その後、2009（平成21）年には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）」が施行され、ハンセン病の患者であった方等の福祉の増進、名誉の回復等に関し、現在もなお存在する課題の解決のために、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題の解決の促進に関し必要な事項が定められました。

さらに、2019（令和元）年7月には、「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟」の熊本地方裁判所判決を受けた内閣総理大臣談話において、国のハンセン病隔離政策によって、ハンセン病患者・元患者のみならずその家族に対しても、社会において極めて厳しい偏見や差別が存在し、患者・元患者及びその家族が強いられてきた苦痛と苦難に対し、政府としての深い反省とおわびが示されるとともに、関係省庁が連携・協力し、患者・元患者及びその家族が置かれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組むことが示されました。

○本県の取組

本県は、県民の正しい理解を深めるため、ハンセン病に関する普及啓発事業を積極的に推進しています。たとえば、県庁舎ではパネル展を開催し、療養所の歴史資料や

写真、啓発資料を展示することで、県民がハンセン病への理解を深め、偏見や差別の解消につなげる機会を提供しています。

また、講演会の開催や啓発資料の提供などを行い、ハンセン病に対する正しい知識の普及と、過去の隔離政策が生んだ差別の歴史を伝える取組を継続してきました。

さらに、元患者やその家族に対する支援として、国の「ハンセン病元患者家族補償金制度」の周知も行っています。県の公式サイトでは制度内容や問い合わせ先を案内し、対象となる家族が適切に補償を受けられるよう支援しています。

加えて、県内には「茨城県藤楓協会」という支援団体が存在し、県と連携して啓発活動や療養所入所者への慰問・交流事業を行っています。この協会は県民有志により設立され、会長を茨城県知事が務めるなど、県施策と密接に連携して活動しています。

○課題

（１）正しい知識の普及・啓発

1954（昭和 29）年に設立された茨城県藤楓協会が中心になって、機関紙「藤楓いはらき」の発行や講演会の開催、パンフレットの作成などを行い、広く一般県民を対象にした啓発活動を行っています。

今後の普及・啓発事業においては、ハンセン病が決して遺伝病ではなく、既に治療方法は確立され、不治の病ではないことの認識を高めることに重点を置いて実施していく必要があります。

また、学校教育においても、児童生徒のハンセン病を含む差別対象疾病全般についての正しい理解とともに病者に対する思いやりの心を育てる教育を進める必要があります。

（２）療養所入所者の支援

療養所慰問や秋の味覚事業等により、入所者の方々へきめ細かな支援を実施しており、引き続き、入所者の意向・要望を基本として、適切な施策の立案・推進を図る必要があります。

○今後の取組方針

（１）正しい知識の普及・啓発

ハンセン病に対する差別・偏見を解消するため、県庁舎において、パネル展を開催し、療養所の歴史資料や写真、啓発資料の展示等により、ハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。

また、「ハンセン病を正しく知る週間」を中心として、講演会の開催や療養所入所者の体験等も掲載したパンフレット等の作成、配布による普及啓発活動を推進します。

さらに、学校教育においては、保健学習、道徳教育、総合的な学習の時間、特別活動などの教育活動の中で、児童生徒の基本的人権の尊重、思いやりの心の育成などの観点から、ハンセン病に対する理解・啓発を推進します。

（２）療養所入所者の支援

ハンセン病療養所訪問や本県特産品の贈呈等の実施により、療養所入所者の方々に郷土との接点を保っていただきながらの交流と支援を図るため、療養所慰問や秋の味覚事業等を推進します。

また、本県出身入所者の退所、社会復帰のための支援を行います。

(9) 感染症

○国の動向

医学的に見て不正確な知識や思い込みによる過度の危機意識の結果、感染症の患者、その家族のみならず、医療従事者等に対する偏見や差別意識が生まれます。H I V感染症をはじめ、様々な感染症においても差別や偏見は依然として存在しているところですが、新型コロナウイルス感染症（COVID-19。以下「新型コロナ」という。）の世界的なまん延の中で我が国においても大きな社会問題となりました。とりわけ、近年は、SNS 等の普及もあり、ひとたび感染症に関する不正確な情報が発信された場合には瞬く間に拡散され、感染症の患者等に対する偏見や差別等を助長することにもつながりかねません。こうした新型コロナへの対応で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」を改定するなど、幅広い感染症に対応できる社会を目指すものとしています。

○本県の取組

本県は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の規定により、国の定める「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」に即して策定した「茨城県感染症予防計画」に基づき、感染症に関する正しい知識の普及等を行ってきました。

また、新型コロナへの対応を踏まえ、「茨城県新型インフルエンザ等対策行動計画」を改定し、情報提供・共有、リスクコミュニケーションの項目を新たに追加するなどの対応を行ったところです。

さらに、H I V感染症については、国の「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」が改正され、H I V感染症の早期診断に向けた更なる施策等の必要性和H I V感染者等の基本的人権として、偏見・差別なく適切かつ必要な医療福祉サービスを受けることを確保すること等が明記されたところです。

今後は、これらの計画や国の指針に基づき、正しい知識の普及等を図っていきます。

○課題

(1) H I V感染者等

ア 正しい知識の普及・啓発や学校における教育・啓発

H I V感染症は感染力が弱く、感染経路が特定されていることや早期診断・早期治療を適切に行うことでエイズの発症を抑えることができることなど、H I Vに対する正しい知識や理解は浸透しつつありますが、過去の

情報等から定着した固定観念によるH I V感染者やエイズ患者に対する偏見や差別は依然として存在しています。H I Vに対する正しい知識の普及を図るとともに、H I V感染者等への理解を深める啓発活動が重要です。

また、学校教育においては、感染者に関する正しい理解の下、正確な情報に基づき冷静に行動できる態度の育成を図るとともに、感染者に対する偏見や差別意識を持つことのないよう、他者の立場や人権について理解を深めさせることが重要です。

イ 検査・相談体制の充実や診療体制の整備

H I V感染症の早期診断・早期治療による重症化防止や、感染拡大の防止等を図るため、H I V感染症に係る検査・相談体制を整備する必要があります。

また、専門的医療と地域医療との連携により、H I V感染者等が身近な地域の医療機関で、安心して医療を受けられる診療体制の充実を図る必要があります。

さらに、検査・相談、診断等に当たり、保健所職員や医療従事者への研修を通じて、H I V感染者等に寄り添ったきめ細かな配慮やプライバシー対策が必要です。

(2) 新型インフルエンザ等の感染者等

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大しています。

さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっています。

2020（令和2）年以降、新型コロナが世界的な大流行を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっています。とりわけ、新型コロナについては、我が国の国民の生命及び健康が脅かされ、国民生活及び社会経済活動は大きく影響を受けることとなったが、これに加え、感染者やその家族、医療従事者等に対する偏見や差別等の様々な人権問題も深刻な問題となりました。

新型コロナなどの新興感染症等に基づく偏見や差別等は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性があるほか、これに対応する医療従事者等の士気の維持の観点からも防止すべき課題です。

○今後の取組方針

(1) HIV感染者等

ア 正しい知識の普及・啓発や学校における教育・啓発

世界エイズデーを中心に、HIV感染症等についての正しい知識の普及を図ることにより、HIV感染者等に対する偏見や差別意識を解消するとともに、HIV感染症及びその感染者等への理解を深めるための啓発活動を推進します。

また、学校教育においては、HIV感染症等に関する正しい理解の下、感染者に対する偏見や差別意識を持つことのないよう、他者の立場や人権に配慮し、正確な情報に基づき冷静に判断し行動できる資質・能力の育成を推進します。

イ 検査・相談体制の充実や診療体制の整備

各保健所における無料匿名検査や相談を実施するなど、検査・相談体制の充実を図るとともに、普及・啓発活動等を通じて検査や相談を促進し、早期診断・早期治療や感染拡大の防止を図っていきます。

また、感染者等が身近な地域の医療機関で安心して医療を受けられるよう、エイズ治療拠点病院を中心とした診療体制を整備します。

さらに、検査・相談の質の向上を目指し、保健所職員に対する研修に努めるとともに、医療従事者の診療技術等の向上への支援を行います。

(2) 新型インフルエンザ等の感染者等

国においては、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」について、2021（令和3）年2月にその一部を改正し、差別的取扱い等を防止するための国及び地方公共団体の責務として、広報その他の啓発活動を行うものとする規定（第13条）を設けたほか、同法に基づく「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」について、2024（令和6）年7月、新型コロナへの対応の経験やその課題を踏まえた抜本的な見直しを行い、次なる感染症危機対応を行うに当たっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指すことが必要であるとされ、こうした社会を目指すに当たり、基本的人権の尊重の実現が一つの目標として掲げられました。

さらに、同行動計画に係る目標を実現するための取組を掲載する「新しい『新型インフルエンザ等対策政府行動計画』における各分野の取組」においては、感染症対策について国民等が適切に判断・行動できるよう、発生前における国民等への情報提供・共有に関する取組として、「偏見・差別等に関す

る啓発」等を掲げています。

本県においても、同行動計画の改定を踏まえた内容となるよう、「茨城県新型コロナウイルス等対策行動計画」について、2025 年（令和 7）年 3 月に抜本的な改定を行ったところです。

こうした動向等を踏まえ、新型コロナウイルス等の感染者等に関する人権教育・啓発においては、次の取組を積極的に推進します。

- ① 感染症は誰でも感染する可能性があり、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発します。
- ② 学校教育においては、感染症の予防の教育の推進を通じて、発達段階に応じて正しい知識を身に付けることにより、感染者に対する偏見や差別をなくすとともに、そのための教材の周知や教職員の研修を推進します。

(10) 犯罪被害者及びその家族

○国の動向

犯罪等の被害に遭われた方及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、直接的な被害はもとより、事件に遭ったことで精神的被害を受け、その後の日常生活に支障をきたしたり、医療費の負担や失職等によって経済的に困窮したりする場合があります。

また、周囲からの好奇の目や報道機関による過剰な取材や事実と異なる報道による精神的な被害など、様々な二次的被害に苦しんでいる状況があります。

国は、これら犯罪被害者等が直面している困難な状況を踏まえ、犯罪被害者等が直面している困難な状況を打開し、その権利や利益の保護を図るべく、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進していくため、「犯罪被害者等基本法」を2004（平成16）年に制定し、翌年、犯罪被害者等に対する権利侵害を救済する具体的施策等を盛り込んだ「犯罪被害者等基本計画」を閣議決定し、2026（令和8）年には「第5次犯罪被害者等基本計画」が策定されています。

○本県の取組

県においては、2022（令和4）年3月に「茨城県犯罪被害者等支援条例」（以下「条例」という。）が制定され、条例第8条の規定に基づき、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として、茨城県の犯罪被害者等支援施策の現状、犯罪被害者等支援の基本方針及び具体的施策を示す「茨城県犯罪被害者等支援計画」を策定しました。

本計画では、2022（令和4）年11月に制定された「茨城県性暴力の根絶を目指す条例」第6条の規定に基づき、性暴力による被害の特性に応じた具体的施策について示しています。また、性暴力を根絶するために、子どもから大人まで社会全体が正しい理解を持ち、防止・早期発見・適切な対応を可能にする教育を総合的に実施することについても示しています。

○課題

（1）支援等のための体制整備

犯罪被害者等のニーズに沿った支援を推進するためには、誰もが相談しやすく、かつ、適切な支援を受けられるよう職員等の資質の向上を含めた支援体制の整備とともに、各関係機関が連携した支援を行うことが重要となっています。また、現状として、相談窓口の認知度が低いことから、効果的な広報活動を行い、各相談窓口を県民に広く周知させることも必要となっています。

（2）精神的・身体的被害の回復・防止

県・県警察では、犯罪被害者等が心身に受けた様々な問題に対して、公認心理師によるカウンセリングや医療費等の公費負担制度等のほか、児童相談所や学校、保健所等においても、犯罪被害者等の精神的被害の回復のため、それぞれが連携しながら支援を行っています。

また、被害直後の犯罪被害者等の安全を確保することは、犯罪被害者等支援において特に重要な取組の一つであり、犯罪被害者等の安全に配慮した宿泊場所の確保や宿泊費用の公費負担、児童相談所や女性相談センターによる一時避難を行っています。

犯罪被害者等の安全の確保については、犯罪被害者等の要望に確実かつ適切に対応することができるよう、さらなる充実を図る必要があります。

(3) 損害回復・経済的支援

県・県警察では、犯罪被害が原因となる転居や収入の途絶、経済的負担などの困難への支援として、犯罪被害者等見舞金の支給、居住場所の確保や雇用に関する相談窓口の設置、医療費等の公費負担の取組を行っています。

また、犯罪被害者等が直面する損害の回復や経済的負担に対応するため、居住に関する施策や各種公費負担制度、犯罪被害給付制度について、犯罪被害者等にもれなくお知らせするとともに、適切かつ迅速に対応することが必要となっています。

(4) 犯罪被害者等を支える地域社会の形成

県・県警察では、二次的被害の防止や犯罪の未然防止のために、犯罪被害者月間等における広報啓発活動等により、犯罪被害者等支援についての理解を深めるとともに、小学校、中学校、高等学校等では、命を大切にする心を育むための教育なども行っています。

犯罪被害者等に関わる全ての人が、犯罪被害者等が置かれている状況を理解して二次的被害に配慮し、犯罪被害者等を地域社会全体で支えられるよう、全ての世代・職種の県民から犯罪被害者等支援への理解が得られるような広報啓発や教育、その他活動を効果的に行うことが重要となっています。

○今後の取組方針

(1) 支援等のための体制整備

各相談窓口を掲載したホームページやSNSについて、多くの方がアクセスしやすく、かつ、分かりやすい環境づくりに努めるとともに、効果的な広報手段を検討、活用し、部局横断的な広報活動により、各相談窓口等の認知度の向上に努めます。

また、犯罪被害者等支援の充実に向け、各関係機関が連携した支援体制の整備の

充実を図るとともに、相談に対応する職員等に対する研修等を行い、資質の向上に努めます。

(2) 精神的・身体的被害の回復・防止

犯罪被害者等が置かれた状況に応じたカウンセリングや各種支援の活用、医療費等の公費負担など、犯罪被害者等のニーズに沿った対応に努めます。

また、犯罪被害者等を保護するなど安全を確保する際には、犯罪被害者等に関する情報の取扱いに十分配慮するとともに、各関係機関が連携した適切な安全確保を行い、犯罪被害者等が安心した生活が送れるよう努めます。

(3) 損害回復・経済的支援

犯罪被害者等が犯罪被害から早期に回復し、再び平穏な生活を取り戻せるよう、犯罪被害者等見舞金や、医療費及びカウンセリング費用の公費負担の制度を適切に運用するよう努めます。

また、損害回復・経済的支援に関する取組等をもれなくお知らせするとともに、犯罪被害者等のニーズに沿った取組検討や見直しを行い、さらに効果的に取組を推進できるよう努めます。

(4) 犯罪被害者等を支える地域社会の形成

様々な媒体や機会を活用して広報啓発を行い、県全体で犯罪被害者等支援への理解を深め、二次的被害が発生しない地域社会づくりに努めます。

また、学校等での教育において、命の大切さやDV予防に関する啓発、犯罪を未然に防止するための教育等を行い、若年層からの犯罪被害者等支援や犯罪の未然防止に関する意識の啓発に努めます。

(5) 子どもへの性暴力の防止

子どもと接する場において起こり得る性暴力を未然に防ぐことを目的とし、2024（令和6）年に制定された、「こども性暴力防止法」に基づき学校設置者や児童福祉施設などの事業者、教員や保育士などの性犯罪前科確認を確実に行わせ、子どもと接する業務への従事を防止します。

(11) 刑を終えて出所した人及びその家族

○国の動向

刑又は保護処分を終えて刑務所や少年院等を退所した人等（以下「刑を終えて出所した人等」という。）の中には、更生の意欲があっても、社会に強い偏見や差別意識があることから、親族であっても身元引き受けが困難で、就労先や住居の確保等に問題を抱えている人がいます。退所後の適切な支援を受けられないまま、再び罪を犯す人もいます。刑を終えて出所した人等やその家族に対する偏見・差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難等、社会復帰を目指す人たちにとって、現実には極めて厳しい状況にあります。

このような現状を踏まえ、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することなどを目的とした「再犯の防止等の推進に関する法律」（再犯防止推進法）が2016（平成28）年に施行され、国は同法に基づき、2017（平成29）年に「再犯防止推進計画」を策定し、さらに、2023（令和5）年に「第二次再犯防止推進計画」を策定しました。

○本県の取組

刑を終えて出所した人等の更生保護や再犯防止については、県は、国の地域生活定着促進事業により、2010（平成22）年に「茨城県地域生活定着支援センター」を設置し、高齢又は障害のため矯正施設を退所後に福祉サービスを受ける必要がある人等を支援しております。

また、毎年7月の「社会を明るくする運動」強調月間を中心に、県民に対し、犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の更生について理解と関心を深めてもらうための広報・啓発を行ってきました。さらに、民間団体においても、県保護司会連合会や県更生保護女性連盟等が連携して、刑を終えて出所した人等の支援に取り組んでおります。

県においても、国が2017（平成29）年に策定した「再犯防止推進計画」を踏まえ、2021（令和3）年に「茨城県再犯防止推進計画」を策定、同計画に基づき、県民の再犯防止についての理解促進や刑を終えて出所した人等を対象とした居場所づくりに取り組んでおります。

さらに、2023（令和5）年に策定された国の「第二次再犯防止推進計画」を踏まえ、2026（令和8）年に「第2次茨城県再犯防止推進計画」を策定し、引き続き、第2次計画に基づき、再犯防止等に関する支援や対策等の施策の推進に取り組んでいるところです。

○課題

（1）就労や住居の確保のための支援の強化

刑を終えて出所した人等やその家族に対する根強い偏見や差別意識により、就労や住居の確保が難しくなるといった問題があります。

(2) 国・市町村・民間協力者等の連携の更なる強化

刑を終えて出所した人等の円滑な社会復帰を促進するとともに、県民が犯罪による被害を受けることなく、安全で安心して暮らせる社会を実現するために、保護司等の民間協力者と連携し、再犯防止に向けた施策を推進していくことが重要となっています。

○今後の取組方針

(1) 就労や住居の確保のための支援の強化

高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする人について、茨城県地域生活定着支援センターが、出所後に必要な福祉サービスを把握し、当該福祉サービスを居住地において直ちに利用できるよう、矯正施設や保護観察所、地域の関係機関等との連携を強化します。

(2) 国・市町村・民間協力者等の連携の更なる強化

国や市町村、民間団体等で構成する連絡会議を開催するとともに、「地方再犯防止推進計画」を全市町村で策定し、市町村における再犯防止施策の促進及び連携の更なる強化に努めます。

今後とも、保護司や関係機関・団体等の活動と連携しながら、啓発活動等を進め、刑を終えて出所した人等の社会復帰の支援に努めます。

また、保護観察所、刑務所、少年鑑別所等や市町村と性犯罪をした者への支援・対策に係る情報共有・促進に努めるとともに、県の取組の周知を図ります。

(3) 住居等届出の受理

2022（令和4）年に制定された「茨城県性暴力の根絶を目指す条例」に基づき、子どもに対する性犯罪をした者から住居等の届出を受理し、必要な支援や対応につなげるなど再犯防止を図っていきます。

(12) 性的マイノリティの人々

○国の動向

2004（平成 16）年に、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（性同一性障害特例法）が施行され、一定の条件を満たせば、家庭裁判所で戸籍上の性別を変更することが可能となりました。

また、2023（令和 5）年 10 月には、最高裁判所が性同一性障害特例法の性別変更の際に生殖能力をなくす手術を事実上求める同法の規定を違憲・無効とする決定を出し、その後、家庭裁判所において、生殖能力をなくす手術を受けずに性別変更が認められる事例が出ています。

さらに、2020（令和 2）年に施行された改正「労働施策総合推進法」に基づく指針では、性的指向・性自認に関して侮辱的な言動を行うことや、本人の了解を得ずに暴露すること（アウトティング）がパワーハラスメントに該当し得ることが示されました。

また、2023（令和 5）年 6 月には、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でないことから、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されました。

○本県の取組

2018（平成 30）年 11 月に策定した、「茨城県総合計画」における政策の柱の一つとして、「誰一人取り残さない社会づくり」の視点から、「多様性を認め合うダイバーシティ社会に向けて、性別、人種、年齢の他、マイノリティなどの多様性を受け入れ、認め合うための共同参画の取組を推進する。」と規定しました。

また、性的マイノリティへの不当な差別的取り扱いの解消を図るため、「茨城県男女共同参画推進条例」を改正し、「性的指向及び性自認を理由とする不当な差別的取扱いを行ってはならない」ことを規定するとともに、その解消を図るための県の役割などの規定を追加し、2019（平成 31）年 4 月に施行しました。

さらに、2019（令和元）年 7 月 1 日から都道府県では全国初となる「いばらきパートナーシップ宣誓制度」を創設しました。これは、「一方又は双方が性的マイノリティである 2 人の者が互いの人生において、互いに協力して継続的に生活を共にすることを約した」ことを宣誓し、県が受領証等を交付する制度で、公営住宅の入居や医療機関の手術の同意等で家族同様の取扱いを受けられるものです。2025（令和 7）年 12 月末現在で 167 組のカップルから宣誓がありました。

○課題

（1）正しい知識の普及・啓発

性的マイノリティの当事者をめぐっては、偏見や無理解により、就労、医療、居住等の面で、差別的な取扱いを受けるケースが指摘されており、また、自身の性的指向やジェンダーアイデンティティを他人に打ち明けた結果、本人の了解なく、第三者に暴露される行為（アウトティング）も問題となっています。

（２）パートナーシップ宣誓制度の自治体間連携の拡大

宣誓された方が本県から転出した際、改めて転出先で宣誓を行う必要があり、第三者によるアウトティングを誘発する等当事者の負担が大きいことから、自治体間連携を推進し、宣誓者の負担軽減や利便性向上につなげていく必要があります。

（３）相談体制の充実

性的マイノリティの人々をめぐっては、社会に存在する偏見や無理解により、学校生活におけるいじめや、社会生活における差別的な取扱い、暴力といった人権侵害に直面するケースが指摘されており、当事者や家族が気軽に相談できる環境づくりを推進していく必要があります。

○今後の取組方針

（１）正しい知識の普及・啓発

性の多様性に対する正しい知識と理解を深めるため、性的マイノリティの人権に係る講演会や研修会、県有施設を活用したレインボーライトアップ及びパネル・資料展等、関係機関と連携して普及・啓発などの施策に取り組んでいきます。

性的指向や性自認を理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、一人ひとりが人格と個性を尊重し合い、誰もが生きやすく暮らしやすい環境を整えていくことが重要です。

（２）パートナーシップ宣誓制度の周知徹底及び自治体間連携の拡大

性の多様性に関する理解を促進するため、「いばらきパートナーシップ宣誓制度」を運用し、2022（令和４）年８月に都道府県では全国初の連携協定を佐賀県と締結したことを皮切りに、2025（令和７）年１２月末現在で２２都府県２６４市町村と連携協定締結をしています。

引き続き、「いばらきパートナーシップ宣誓制度」を広く県民に対して周知していくほか、転出する宣誓者の負担軽減や利便性向上につなげるために自治体間連携の拡大を図っていきます。

（３）相談体制の充実

2019（令和元）年７月から、県内の性的マイノリティ当事者や家族の方々が抱え

る不安や悩みについて、電話やメールにより相談員が対応する相談窓口を設置しています。

また、当該窓口のほか、国や市町村等の相談窓口等についても併せて周知を図るなど、関係機関との連携強化に努めます。

(13) ハラスメント

○国の動向

国では、「労働施策総合推進法」に基づき、パワーハラスメント防止措置が中小企業を含め義務化されています。

厚生労働省の「職場のハラスメント実態調査（令和５年度）」では、企業が把握した相談の割合は以下のとおりで全て前回調査（令和２年度）より増加しています。

パワーハラスメント：64.2%（+16.0pt）

セクシュアルハラスメント：39.5%（+9.7pt）

顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）：27.9%（+8.4pt）

マタニティハラスメント：10.2%（+5.0pt）

○本県の取組

近年、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメントに加え、カスタマーハラスメントや、在宅ケア現場におけるハラスメントが県内でも顕在化しています。現在、人権相談、女性相談、性的マイノリティ相談、在宅ケアハラスメント相談等、各種窓口による相談対応を実施しています。

なお、県では、職員を対象として、2025（令和７）年、「ハラスメントの防止に関する基本指針」を策定し、パワーハラスメント・セクシュアルハラスメント・マタニティハラスメント・カスタマーハラスメント等の定義、懲戒、相談体制を明確化しました。

○課題

（１）相談・支援体制の整備

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメントなど、多様なハラスメントが顕在化しております。県では人権相談、女性相談、性的マイノリティ相談、在宅ケアハラスメント相談等、複数の相談窓口を設置していますが、それぞれ独立して運営されています。

（２）ハラスメント対策

近年、顧客等からの著しい迷惑行為、いわゆるカスタマーハラスメント対策が社会的に大きな課題となっています。

例えば、在宅ケアにおいて、訪問介護・訪問看護などの現場で、利用者やその家族からの暴力・暴言・性的言動などが問題化しています。

相談窓口の利用促進、早期対応、人権尊重の意識の浸透が課題となっています。

○今後の取組方針

(1) 啓発推進

様々なハラスメントの発生を防止するため、県民を対象にしたハラスメントに関する理解や認識を促すための研修会を開催します。また、職場などにおけるハラスメントを防止するため、事業主として取り組むべき措置等についての周知・啓発活動を労働局と連携して進めます。

(2) 相談・支援体制の整備

人権相談、女性相談、性的マイノリティ相談、在宅ケアハラスメント相談等の相談機能について、相談内容に応じた円滑な連携を図るとともに、県民が容易に相談先を特定できるよう、案内機能の充実及び窓口間の協働体制を整備するほか、関係機関の周知や電子メール等オンライン相談体制を充実させます。

また、相談窓口の存在、相談方法及び支援内容について、ホームページ、広報媒体、啓発資料等を通じて周知し、県民が相談にアクセスしやすい環境を整備します。

なお、茨城県教育委員会では、学校におけるハラスメント対策として、「茨城県教育委員会パワーハラスメントの防止等に関する要綱」を制定し、相談窓口の設置や教職員への研修を通じて、ハラスメントの防止と発生時の適切な対応に努めています。

(3) ハラスメント対策

訪問介護や訪問看護など、利用者の自宅という“密室性”の高い環境で働く在宅ケア従事者が、利用者やその家族から受ける暴力・暴言・セクシャルハラスメントなどの被害が全国的に増加している現状を踏まえ、本県では、在宅ケアハラスメント対策として、職員の安全と働き続けられる環境を確保するために「いばらき在宅ケアハラスメント相談窓口」を2024（令和6）年7月に開設しました。

この窓口は在宅ケア現場におけるハラスメントの相談を専門に扱うもので、労働環境の改善と人材の離職防止を目的としています。窓口業務は県からの委託により、茨城県社会福祉協議会が実施しており、専門的な相談支援体制が整えられています。

なお、県では、県民からの相談、苦情、要望、問合せ等に対しては、適切に対応することとしつつ、いわゆる「カスタマーハラスメント」に対しては、組織的な対応を行うこととしています。

(14) その他の人権課題

1 アイヌの人々

アイヌの人々は古くから北海道を中心に東北地方やサハリン、千島列島などに住んでいたといわれています。

2019（令和元）年にアイヌの人々が先住民族であることを明記した「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行され、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策を総合的かつ継続的に実施するための支援措置や、実施すべき施策の基本的な方針などが定められました。

しかし、いまだにアイヌの人々に対する正しい理解が十分ではなく、様々な偏見や差別が残っています。

私たち一人ひとりが、先住民族であるアイヌの人々の独自の文化・伝統を尊重することが大切です。

2 北朝鮮当局による拉致問題

拉致問題は人間の尊厳、人権に対する重大な侵害です。2002（平成 14）年に政府認定の拉致被害者 17 人のうち 5 人が、2004（平成 16）年にはその家族 8 人の帰国・来日 が実現しましたが、残りの人々については、現在も安否不明のままです。

本県では、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題について、県庁 2 階広報コーナーや県内出先機関でパネル展示を行ったり、12 月 10 日から 16 日の「北朝鮮拉致問題啓発週間」に県職員がブルーリボンを着用したりするなど、県民の理解と認識を深めるよう啓発活動を行っていきます。

3 ホームレス

自立の意思がありながら、様々な事情からやむを得ずホームレスとなり、公園や路上などでの生活を余儀なくされている人々がいます。

本県では、ホームレスや生活困窮者を対象に、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、居住支援事業など、多岐にわたる支援策を実施しています。

ホームレスの実情を理解し、偏見や差別を解消するため、県民や地域住民を対象に啓発活動を推進し、人権擁護を図ります。

第 4 推進体制

人権が尊重される平和で豊かな社会の実現には、国及び県、市町村、県民がそれぞれの立場から、人権尊重に向けた取組を主体的に実施していくことが重要であり、それぞれの観点から推進体制の充実を図っていく必要があります。

このため、国が実施する啓発事業に積極的に参加、協力するなど、国の施策と連携した

取組を進めます。

また、地域に密着したきめ細かい人権教育・啓発をより一層推進するための助言や情報提供を行い、市町村の取組を積極的に支援します。

さらに、企業、団体等の自主的な取組に対しては、茨城県人権啓発推進センターによる講師の派遣、教材や情報の提供を行うとともに、横断的な連携の強化に努めます。

1 県庁内の推進体制

「第3次茨城県総合計画」に基づき、総合的な見地から整合性のある施策を推進します。また、人権課題に携わる関係部署との連携を一層強化し、施策の企画・調整・点検を行い、効果的な施策を推進することを目的に「人権推進庁内連絡会議」を開催します。

さらに、施策の実効性を高めるため、設定したK P Iの定期的な検証・見直しを行います。

2 国、市町村等との連携

人権施策を推進するに当たっては、国、県、市町村、民間団体等がそれぞれの役割に応じて、連携し、協力し合いながら幅広い活動を実施していくことが重要です。

県内市町村においては、地域の実情に応じて、それぞれに人権問題についての取組が進められています。県の人権施策を効果的に推進するためには、こうした県民に最も身近な市町村が実施する諸施策との連携が不可欠であり、県と市町村との連携をより強化します。

また、市町村単位では実施が困難な事業で、かつ県全体で取り組むことが望ましい事業や、情報提供などにより市町村の施策を支援する事業などについては、県が積極的に推進します。

3 企業、関係団体等との連携

県内では企業やN P Oなどの諸団体が人権問題の解決やダイバーシティ社会の推進のための様々な取組を行っております。

県全体でダイバーシティ社会づくりに取り組んでいくというメッセージを発信するため、令和3（2021）年7月に県や県内団体と共同で「いばらきダイバーシティ宣言」を発表しました。また、令和5（2023）年2月に「いばらきダイバーシティスコア」を公開し、県内企業や団体における取組を指標として「見える化」できるようにしました。

人権施策を効果的に推進していくため、企業やN P Oなどの諸団体の活動とより一層連携を深め、協働関係の構築を図ります。

また、企業等は地域社会の一員として、働きやすく人権を尊重し合える職場づくりに取り組むことで、社会から信頼され、発展につながるといった認識を職場内に定着させることが重要です。また、C S R（Corporate Social Responsibility:企業の社会的責任）活

動においても人権尊重が重要な課題の一つとしてあげられています。

4 人権啓発推進センターにおける相談機能の充実

県では、県民一人ひとりの人権が尊重され、互いの人権を尊重し合う社会とするため、人権啓発・教育及び人権擁護を総合的に推進する拠点として、茨城県人権啓発推進センターを2005（平成17）年4月に開設しました。引き続き、人権啓発推進センターを中核的な相談拠点として位置づけ、相談機能の充実を図るとともに、県民にとって利用しやすい相談体制を構築していきます。